

平成31年第1回定例会（2月議会） 予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

平成31年2月14日
あきた未来創造部

【予算関係】

あきた未来戦略課	平成31年度 あきた未来創造部 主要施策概要	・・・ 1
	地域重点施策推進事業について	・・・ 2
高等教育支援室	高等教育費負担軽減事業について（新規）	・・・ 6
	公立大学法人運営費交付金について	・・・ 9
	公立大学法人施設設備等整備事業について	・・・ 12
移住・定住促進課	移住相談支援システム機能強化事業について（新規）	・・・ 13
	移住者等ネットワーク構築事業について（新規）	・・・ 14
	移住・就業支援事業について（新規）	・・・ 15
	県内企業における新卒採用支援事業について（新規）	・・・ 17
次世代・女性活躍支援課	あきた結婚支援センターマッチングシステム	
	リニューアル事業について（新規）	・・・ 18
	結婚・子育て応援事業について（新規）	・・・ 19
	女性活躍・定着促進企業応援事業について（新規）	・・・ 21
	子どもの居場所づくり促進事業について	・・・ 22
	すこやか子育て支援事業について	・・・ 24
地域の元気創造課	若者チャレンジ応援事業について（新規）	・・・ 28
	若者と地域をつなぐプロジェクト事業について（新規）	・・・ 30
	関西圏における県・市町村協働の「関係人口」創出事業について（新規）	・・・ 32
	地域支え合いシステム緊急対策事業について（新規）	・・・ 34
	秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて	・・・ 36

活力ある集落づくり支援室	• • • 4 0
未来へつなぐ「元気ムラ」活動推進事業について	• • • 4 0
G B ビジネスでつげぐ進化事業について	• • • 4 2
小さな拠点形成支援事業について	• • • 4 4
コミュニティ生活圈形成事業について	• • • 4 5

【議案関係】

高等教育支援室	公立大学法人が徴収する料金の上限額の変更について（議案第92号・第93号）	• • • 4 7
次世代・女性活躍支援課	秋田県児童会館条例の一部を改正する条例案について（議案第64号）	• • • 4 9
次世代・女性活躍支援課、地域の元気創造課	秋田県男女共同参画センター条例及び秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例案について（議案第65号）	• • • 6 3

平成31年度 あきた未来創造部 主要施策概要

平成31年2月
あきた未来戦略課



地域重点施策推進事業について

あきた未来戦略課

1 事業の目的

地域振興局の地域重点施策推進方針に基づき、地域振興局が主体となって、様々な資源を活用しながら地域固有の課題の解決を図るとともに、地域活性化に資する事業を推進する。

2 予算額

42,269千円 (Ⓐ 42,269千円)

Ⓐ: 地域活性化対策基金

※総額68,000千円のうち、あきた未来戦略課計上分

(単位: 千円)

区分		あきた未来戦略課 計 上 分 ①	観光戦略課 計 上 分 ②	計 ①+②
地域 施 策 推 進 事 業	鹿角	2,602	4,398	7,000
	北秋田	3,977	3,023	7,000
	山本	3,153	3,847	7,000
	秋田	4,913	2,087	7,000
	由利	3,509	3,491	7,000
	仙北	5,053	1,947	7,000
	平鹿	4,049	3,398	7,447
	雄勝	3,558	3,540	7,098
	計	30,814	25,731	56,545
振興局調整費		11,455	—	11,455
合 計		42,269	25,731	68,000

3 事業概要

各振興局が実施する事業の概要は別紙のとおり。

4 その他

地域重点施策推進事業のうち観光物産関連事業については、部局と振興局の役割分担の明確化及び一体的な実施によるスケールメリットを図るため、観光戦略課が予算計上 (8局計25,731千円)。

各地域振興局が推進する主要事業の概要

(別 紙)

振興局	プロジェクト名	主な事業内容	事業費(千円)	
鹿 角	未来を担うひとつづくり、安全・安心で輝くふるさとづくり	○若者の地元定着促進のため、中学生・高校生向け企業説明会を開催するほか、保護者・企業向けのセミナーを行う。	1,806	
		○建設業の担い手育成のため、中学生・高校生に建設現場に触れてもらうほか、建設業に携わる女性職員の交流活動を、広くPRする。		
鹿 角		○「明治百年通り」の観光客増に向け、青森県・岩手県で子ども連れをターゲットにしたイベントを開催するほか、近隣県の小・中学校の社会科見学等の機会に訪れてもらうことができるよう働きかけを行う。	796	
		○「かづの北限の桃」について、新規栽培者の早期技術習得等による基盤強化を図る。また、「かづの牛」について、地域一丸となったPR活動によるブランド力の強化を図る。		
北秋田	鹿角産の強みを活かした“食”的魅力発信	○地域に合ったねぎの作型開発に向けた取組を進めるほか、販路開拓に向け、食品加工者との商談等を行う。	2,602	
		○「かづの北限の桃」について、新規栽培者の早期技術習得等による基盤強化を図る。また、「かづの牛」について、地域一丸となったPR活動によるブランド力の強化を図る。		
北秋田	若者の定住促進と安全・安心な地域づくり	○企業人材確保のため、高校2年生向け企業説明会や、中学1・2年生とその保護者向け企業博覧会を開催する。また、建設業の高校生向け現場見学会・企業出前説明会等を実施する。	2,336	
		○地元高校生に国際教養大学のイングリッシュビレッジ（英語の集中トレーニング）に参加してもらい、外国語による遺跡ガイドの実践的なサポート体験を行う。		
北秋田	地域農業をリードする儲かる大規模産地づくり	○北秋田地区をにんにく産地とすることを目指し、種子対策、難防除害虫の侵入防止対策、基本的な栽培技術情報の提供等に取り組む。	1,264	
		○あきたシャボンについて、去勢技術向上のための動画作成を行うほか、安定的な販路確立のため、首都圏高級飲食店への売り込みを行う。		
北秋田	大館・北秋田の魅力ある地域資源の発信による交流人口の拡大	○鹿角地域振興局と連携し、伊勢堂岱遺跡や大湯環状列石をPRするため、秋田の縄文遺跡群PRグッズの作成、PRパネルの作成・展示等を行う。	70	
		○小学校を対象に、熊の生態、動物愛護、マタギ文化をテーマとした学習会を開催する。		
山 本	地域産業を支える人材の定着促進と力強い産業の創出	○新卒者の地元就職意識啓発のため、高校2年生向けに「仕事ナビ」を作成・配布する。また、中学生・高校生向けに企業説明会を開催する。	3,977	
		○農業人材確保のため、高校の農業関連学科に加え、他学科の生徒・保護者を対象とする就農セミナー・就農体験等を実施する。		
山 本		○建設産業振興のため、中学生・高校生を対象に「魅力・やりがい」を発信するとともに、若手技術者の定着に向けた研修会等を開催する。		
		○白神ラムのブランド化支援のため、新規取引先のシェフに白神の自然環境を感じてもらい、取引の安定・拡大を図る。また、地元消費拡大を図るための賞味会を開催する。		
山 本	安全・安心・健康な暮らしの実現	○地域の障害者支援体制づくりを進めるため、精神障害者と家族のための情報発信、精神障害者・家族・関係者のワークショップの開催等を行う。	547	
		○新卒者の地元就職意識啓発のため、高校2年生向けに「仕事ナビ」を作成・配布する。また、中学生・高校生向けに企業説明会を開催する。		
秋 田	社長自ら行動！『官民連携による人材確保推進プロジェクト』	○県内就職促進と保護者の地元就職へのイメージアップを図るため、中学生を対象に、各企業がブースを設けて、その魅力を発信する企業説明会を開催するとともに高校生に対しても同様の説明会を開催する。	2,606	
		○県内外の若者の県内企業への就職促進のため、社長自ら大学生や若年社会人、その保護者と対話する「直接対話会」の開催等を行う。		
秋 田		○民間事業所の社長が人材確保の手法について発表し、より効果的な相互連携等の仕組みについて協議する「人材確保のために行動する社長会議」を開催する。		
		○熟年世代の体力向上や筋力アップに一定の効果が認められる「インターバル歩行」の運営・指導を行うことができるインストラクターを養成する。	1,095	
秋 田	心身ともに健康な“健康寿命日本一”に向けた取組の推進	○東北のたまねぎ産地を目指し、平成30年度に課題となった雑草対策を進めるほか、先進地視察研修等を行う。	1,958	
		○協働による道路河川等の維持管理活動の広報拡大のため、「クリーンな秋田」づくりに貢献する企業の表彰等を行う。		
			4,913	

振興局	プロジェクト名	主な事業内容	事業費(千円)
由 利	若者の県内定着促進と産業振興	<p>○若者の県内定着促進のため、中学生と地元企業のふれあいPR事業、高校生就職サポートセミナー、高校1・2年生を対象とするインターンシップ事業のほか由利地域社長会議等を行う。</p> <p>○移住就農者確保のため、各種移住イベントに参加・出展し、情報発信を行うとともに、オーダーメード型農業体験ツアー等を開催する。</p> <p>○建設業における人材の確保・育成のため、ドローン操縦体験会を開催するほか、地元高校生が出場する測量競技大会への支援を行う。</p>	1,606
	新たな産地づくりと多様な経営体の育成による由利農業の確立	○アスパラガスやスナップエンドウなどの周年農業を目指した園芸産地の強化支援のほか、肉用牛産地を担う若手経営者や女性経営者を育成する取組を行う。	625
	地域と連携した「生きる」機運の醸成	○働き盛り世代の労働者を支援する事業主、自営業者などを対象としたセミナーや総合相談会、高齢者を対象とした講座の開催等、自殺対策を推進する。	898
	その他（住民等との協働によるちいきづくり）	○美しい海岸線保全プロジェクトとして、地域住民と協働で海岸線や漁港の不法投棄ゴミや落葉、海岸漂着物等の清掃を行う環境美化活動を推進する。	380
			3,509
仙 北	地域産業が持続発展する仕組みづくり	<p>○中高生の地元定着支援のため、高校2・3年生向け企業説明会に加え、中学生向け業界・企業紹介を実施する。また、県外在住者向けに成人式や県外イベントにおいて情報発信を行う。</p> <p>○企業の事業継続を支援するため、秋田労働局と連携した企業の人材確保セミナーや、【2050に向けた事業継続】を応援する「仙北地域企業リーダークロストーク」を開催する。</p>	1,625
	よぞ者（移住者）とともに創る“住みたい・暮らしたい”仙北地域	○仙北地域に移住してきた方々の交流会を開催し、その模様をコミュニティFMで放送するなど、移住者のネットワークづくりを支援する。	490
	新時代を勝ち抜く複合型産地の確立	○園芸作物（トマト、ぶどう、菌床しいたけ）のメガ事業を推進する。また、新規就農者の確保・育成のため、高校生向けフォーラム、大学生向け農業体験等の就農啓発を行う。	1,726
	未来を見据えた地域の活性化と、交流人口の拡大	○地域の活性化のため、100kmチャレンジマラソンや、フリースタイルスキーワールドカップ秋田たざわこ大会の運営支援等を行う。	553
	仙北から健康長寿日本一への挑戦	○働き盛り世代のメタボ対策として、モデル事業所においてメタボ教室を開催し、事業主・従業員の関心を高めるよう支援する。	659
			5,053
平 鹿	ふるさと定着と産業人材の確保	<p>○若者の定着と産業人材確保のため、高校2年生向け企業説明会、大卒者向け就職面接会や、ものづくり産業を担う若者・教育関係者向け企業見学会等を開催する。また、小中学生に地元企業情報を提供する。</p> <p>○住民の防災意識・地域防災力向上のため、出前講座や見学会等で災害発生メカニズムを説明するほか、啓発グッズの配布等を行う。</p>	2,130
	地域の強みと人材を活かした稼ぐ産地づくり	○IoT導入による経営の発展を目指し、しいたけ生産者、技術指導を担うJA、生産体制等を支援する県等が連携し、しいたけ栽培におけるIoT活用の取組を推進する。	1,301
	機能合体により進める人・もの交流拡大	○観光地としての増田地域の認知度向上、リニューアルした「まんが美術館」の魅力を伝えるため、県内を主体にきめ細かい情報発信を行う。	100
	横手から始めるいきいき健康新生活	○健康増進のための受動喫煙防止対策として、受動喫煙防止に対する検討会、禁煙教室及び禁煙セミナー等を行う。	518
			4,049
雄 勝	つながる「ふるさと」、オガチの底チカラ	<p>○若者の地元定着のため、中・高校生及びその保護者向けの「企業博覧会」を開催し、湯沢雄勝の「ステキ」の再発見につなげる。</p> <p>○建設産業の担い手確保・育成に向け、橋梁点検作業や補修工事現場の見学を通じ、その理解を促進する。</p> <p>○地場産業を核とした産業観光活性化のため、中学3年生向けに「地域資源カード」を活用した地域産業学習会等を開催する。</p> <p>○米依存からの脱却を進めるため、大規模園芸に係る県内外の先進地視察や事例研修等を行い、農業の複合化・多角化を支援する。</p>	3,041
	地域が一体となった、健康長寿への取組	○脳血管疾患対策を進めるため、脳血管疾患死亡者（過去5年間）の状況を分析するほか、講演会の開催等を行う。	517
			3,558

高等教育費負担軽減事業について（新規）

高等教育支援室

1 事業の目的

平成32年度からの高等教育無償化制度（概要別紙）の実施に向けて、県内の私立専門学校に対し、制度の対象となる要件の確認事務等を行う。

2 事業の内容

県内の私立専門学校に対し、制度に関する説明会を開催するとともに、対象となる要件をクリアするための指導・助言及び確認事務を行い、対象となる学校を公表する。

3 予算額

1,894千円（国1,894千円）

旅費	500千円
需用費	583千円
役務費	399千円
使用料及び賃借料	412千円

【参考1：県による確認事務等の対象となる私立専門学校（14校）】

秋田建築デザイン専門学校、秋田情報ビジネス専門学校、秋田社会福祉専門学校、秋田県理容美容専門学校、秋田リハビリテーション学院、秋田コアビジネスカレッジ、秋田県調理師専門学校、秋田しらかみ看護学院、秋田ヘアビューティカレッジ、中通高等看護学院、秋田市医師会立秋田看護学校、秋田県歯科医療専門学校、由利本荘医師会立由利本荘看護学校、石塚洋裁専門学校

【参考2：県による確認事務等の対象となるその他の高等教育機関】

- ・県が設置した公立大学（国際教養大学、秋田県立大学）
- ・県が設置した公立専門学校（衛生看護学院）

高等教育無償化制度について（概要）

1 趣旨

低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、授業料及び入学金の減免と給付型奨学生の支給を合わせて措置し、経済的負担を軽減する。

2 制度の概要

- (1) 支援対象となる高等教育機関
大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- (2) 支援対象となる学生
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- (3) 実施時期
平成32年4月（平成32年度の在学生（入学済の学生を含む）から対象）

3 授業料等減免・給付型奨学生の概要

- (1) 授業料等減免
高等教育機関が下表の上限額まで授業料等を減免
 - ・国公立 入学金・授業料とも、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額まで
 - ・私立 入学金については、各学校種の入学金の平均額まで
授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額まで

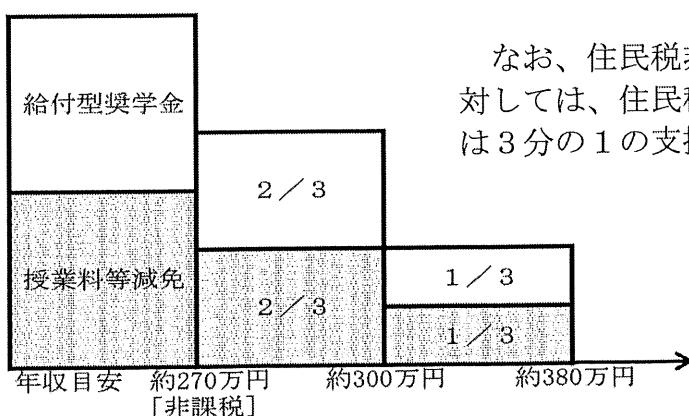
(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約 8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約 7万円	約17万円	約16万円	約59万円

- (2) 給付型奨学生の支給

日本学生支援機構が次の上限額（住民税非課税世帯の場合）を各学生に支給

- ・国公立 自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
- ・私立 自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円



なお、住民税非課税世帯に準じる世帯の学生に対しては、住民税非課税世帯の学生の3分の2又は3分の1の支援を実施（左図参照）

4 支援対象となる高等教育機関の要件（機関要件）等

- ・実務経験のある教員による授業科目が配置されていること
- ・法人の「理事」に外部人材を複数任命していること
- ・適正な成績管理を実施・公表していること
- ・財務諸表等の情報や教育活動に係る情報を開示していること

なお、これら機関要件は基本的な事項であり、詳細については、全国統一的な事務処理に関する指針の中で具体化することとし、国が現在検討中

5 支援対象となる学生の要件（個人要件）等

- ・高校在学時の成績のみならず、本人の学習意欲や進学目的等を確認
- ・大学等への進学後も、修得単位数など学習状況について確認

6 費用負担の基本的な考え方

(1) 授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額	国（設置者）
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	全額	都道府県・市町村（設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県（所轄庁）	国1/2、都道府県1/2	都道府県（所轄庁）

(2) 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）

国が全額を負担し、日本学生支援機構が学生に直接支給

7 今後のスケジュール（予定）

平成31年4月～8月

支援対象となる高等教育機関の確認手続【実施主体：国・地方自治体】
(機関要件の確認)

// 6月～8月

給付型奨学金の予約採用手続【実施主体：日本学生支援機構】
(個人要件の確認)

平成32年4月

給付型奨学金支給開始

高等教育機関での授業料等減免の手続 → 授業料等減免開始

公立大学法人運営費交付金について

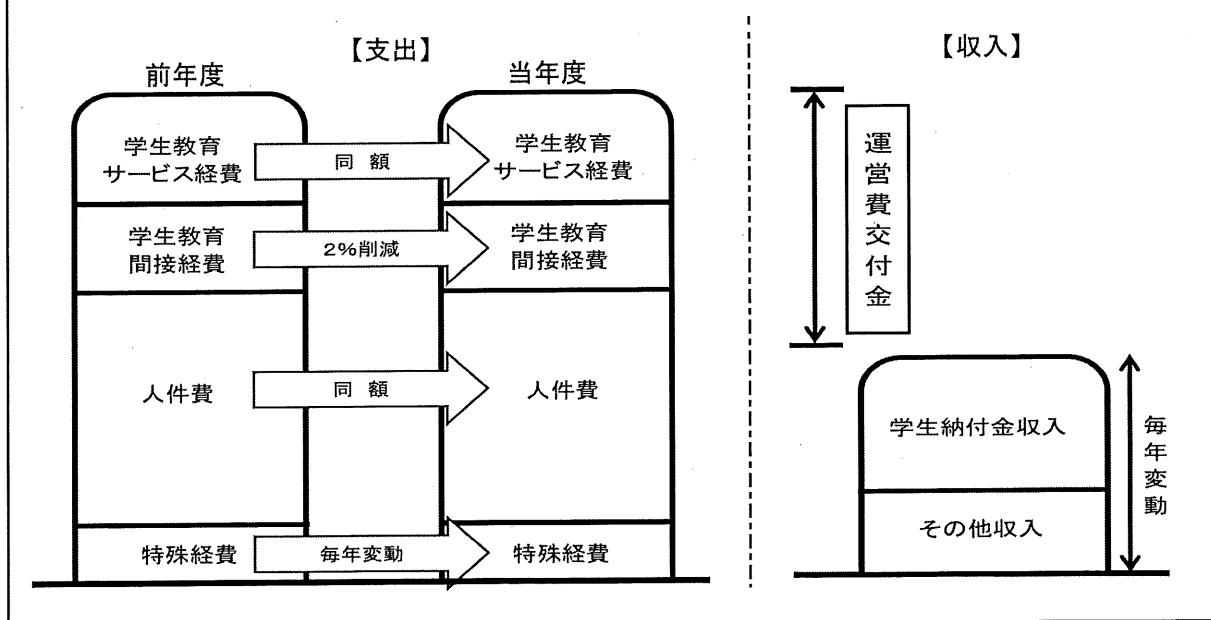
高等教育支援室

1 運営費交付金の算定

公立大学法人に対し、中期目標・中期計画を達成するために必要な支出額から、見込まれる収入額を差し引いた額を、運営費交付金として交付する。

支 出	学生教育サービス経費	学生教育に直接的に要する経費、教員研究費、地域貢献活動経費 等
	学生教育間接経費	学生教育に間接的に要する経費、一般管理費 等
	人件費	役員、教員、職員等の人件費
	特殊経費	引継教員退職手当、教職員宿舎借上料 等
収 入	学生納付金収入	授業料、入学料、入学検定料
	その他収入	農畜産物売払収入、財産貸付収入 等

【参考】交付金算定ルールの仕組み



2 国際教養大学

支 出 額 (A)	1,805,565千円
収 入 額 (B)	766,388千円
運営費交付金 (A) - (B)	1,039,177千円

(単位 : 千円)

	31年度	30年度	増 減	増减率
運 営 費 交 付 金	1,039,177	1,059,102	△19,925	△1.9%

交付金算定内訳

〈支 出〉

(単位 : 千円)

区分	31年度	30年度	増 減	31年度の内訳
学生教育サービス経費	196,767	196,767	0	学生教育費 (学習教材費等) 103,024 学生指導費 (健康診断経費等) 17,485 キャリア開発支援経費 (求人開拓経費等) 3,980 学生確保経費 (学校訪問、大学説明会経費等) 23,257 地域貢献事業費 (公開講座開催費等) 4,000 図書整備費 (図書、CD、DVD) 13,000 教員研究費 32,021
学生教育間接経費	312,726	326,919	△14,193	入試関係経費 (入試運営費、問題作成費等) 27,654 広報活動費 (パンフ、新聞・雑誌広告等) 9,500 情報システム推進費 (保守管理、回線使用料等) 30,644 教育施設管理費 (講義棟管理費等) 31,836 研究費 (プロジェクト研究費等) 10,913 図書館運営費 54,555 一般管理費 (光熱水費、消耗品費、旅費等) 147,624
人件費	1,104,287	1,104,287	0	役員人件費 (理事長、理事、監事) 43,069 専任教員人件費 570,938 非常勤教員人件費 120,416 職員人件費 311,492 非常勤職員人件費 58,372
特殊経費	191,785	190,975	810	教職員宿舎借上料 72,635 定員拡大に伴う增收分見合い支出経費 72,693 留学生授業料增收分見合い支出経費 8,516 さくらヴィレッジ家賃等収入見合い支出経費 37,941
計	1,805,565	1,818,948	△13,383	

〈収 入〉

(単位 : 千円)

区分	31年度	30年度	増 減	31年度の内訳
学生納付金収入	557,033	540,959	16,074	授業料 894名分 (減免分を除く) 458,376 入学料 226名分 83,782 検定料 875名分 14,875
その他収入	209,355	218,887	△9,532	借上教職員宿舎貸付収入 21,789 学生寮等厚生施設収入 148,305 さくらヴィレッジ家賃等収入 37,941 その他雑収入 (各種セミナー受講料収入等) 1,320
計	766,388	759,846	6,542	

3 秋田県立大学

支 出 額 (A)	4,821,156 千円
収 入 額 (B)	1,233,026 千円
運営費交付金 (A) - (B)	3,588,130 千円

(単位:千円)

	31年度	30年度	増 減	増减率
運営費交付金	3,588,130	3,557,203	30,927	0.9%

交付金算定内訳

〈支出〉

(単位:千円)

区分	31年度	30年度	増 減	31年度の内訳
学生教育サービス経費	712,788	712,788	0	学生教育費 (学習・実験用消耗品等) 308,323 学生指導費 (健康診断経費等) 14,923 キャリア開発支援経費 (求人開拓経費等) 17,352 学生確保経費 (学校訪問、大学説明会経費等) 7,993 地域貢献事業費 (公開講座、産学連携強化費等) 42,461 図書整備費 (図書、CD、DVD) 75,805 教員研究費 245,931
学生教育間接経費	1,004,140	1,024,633	△20,493	入試関係経費 (入試運営費、問題作成費等) 39,073 広報活動費 (パンフ、新聞・雑誌広告等) 29,519 情報システム推進費 (保守管理、回線使用料等) 127,438 教育施設管理費 (各キャンパス施設管理費) 355,380 研究費 (プロジェクト研究費等) 76,567 図書館運営費 4,298 一般管理費 (光熱水費、消耗品費、旅費等) 371,865
人件費	3,030,570	3,030,570	0	役員人件費 (理事長、副理事長、理事、監事) 66,987 専任教員人件費 2,072,412 非常勤教員人件費 27,700 職員人件費 506,650 非常勤職員人件費 356,821
特殊経費	73,658	28,648	45,010	引継教員退職手当 62,744 職員公舎管理経費 10,914
計	4,821,156	4,796,639	24,517	

〈收 入〉

(単位:千円)

区分	31年度	30年度	増 減	31年度の内訳
学生納付金収入	1,132,260	1,135,743	△3,483	授業料 1,786名分 (減免分を除く) 924,924 入学料 481名分 171,456 検定料 2,041名分 35,880
その他収入	100,766	103,693	△2,927	職員公舎貸付収入 41,391 農畜産物売扱収入 33,986 財産貸付収入 11,153 大学入試センター試験実施料収入 9,580 その他雑収入 (就職支援事業収入、預金利息等) 4,656
計	1,233,026	1,239,436	△6,410	

公立大学法人施設設備等整備事業について

高等教育支援室

1 秋田県立大学の施設整備等

老朽化した施設の改修、研究機器の更新、取得に要する経費

(1) 整備内容

項目	設置年度	予算額 (千円)	内 容
キャビラリーシーケンサー (秋田キャンパス)	H13	49,680	遺伝子を解析するための機器の更新
共通施設棟外壁 (本荘キャンパス)	H11	138,315	クラック補修、シーリング更新、外壁保護塗装
油圧式サーボ疲労試験装置 (本荘キャンパス)	新規	17,465	輸送機等の材料の強度を測定するための機器の取得
計		205,460	

(2) 補助率 10／10以内

(3) 予算額 205,460千円 (⊖ 205,460千円)

[負担金補助及び交付金 205,460千円]

移住相談支援システム機能強化事業について（新規）

移住・定住促進課

1 事業の目的

移住希望者の様々なニーズに対応し、県、市町村、移住支援機関を通じた一貫した移住支援が行えるよう、関係機関が移住希望者情報や支援状況を共有する相談・支援管理システムを構築する。

2 事業内容

【相談・支援管理システムの構築】

相談者の基本情報や相談内容、支援状況をデータベース化し、首都圏の相談窓口や市町村、各支援機関が隨時情報を閲覧・追記できる顧客管理ネットワークを構築する。

- ・各支援機関とインターネットで結ぶシステムの開発
- ・セキュリティ対策の強化
- ・外部クラウドサーバーの使用
- ・現有相談者情報のデータ移行

主な機能・特長

- ・各支援機関において、相談履歴・支援状況の情報を共有
- ・希望する場所や職種のキーワードにより、相談者の検索が可能
- ・モバイル端末での情報閲覧・登録が可能
- ・徹底したパスワード管理により、個人情報のセキュリティが強化
- ・データの統計処理による分析・活用が可能

3 予算額

14,298千円 (⊕14,298千円)

[委託料 14,298千円]

移住者等ネットワーク構築事業について（新規）

移住・定住促進課

1 事業の目的

移住者が移住者を呼び込む好循環の創出に向け、コミュニティの強化・ネットワーク化を図り、移住者による秋田暮らしの魅力発信、受入環境の整備や定住サポートの取組を促進する。

2 事業内容

(1) 移住者等団体による情報発信、現地交流メニューの開発、移住者定住サポート活動の促進（先輩移住者等団体から2団体への委託を予定）

- ・インターネット、SNSを活用した秋田暮らし情報の発信
- ・移住希望者との首都圏、県内交流会の実施
- ・市町村と連携した移住者に対する相談サポートの実施

(2) 移住者の連携促進と移住者等団体の掘り起こしを図る研修会の開催

地域活動に関心を持つ移住者を対象とした移住・定住サポート研修を通じ、移住者の連携・交流や、新たな移住者等団体の創出を促すとともに、移住PRや移住者の定住サポートの担い手として育成する。

- ・2地域で開催、各回20名程度
- ・活動団体から講師を迎える、仲間づくりや活動方法等を学ぶ

3 予算額

3,872千円 (⊕3,872千円)

(1) 移住者等団体による情報発信、現地交流メニューの開発、移住者定住サポート活動の促進 2,983千円

旅費	134千円
委託料	2,849千円

(2) 移住者の連携促進と移住者等団体の掘り起こしを図る研修会の開催

889千円
〔 委託料 889千円 〕

移住・就業支援事業について（新規）

移住・定住促進課

1 事業の目的

東京圏からの移住の促進及び本県企業の人材確保を図るため、東京圏在住のAターン希望者と県内企業とのマッチングを強化するとともに、就業した移住者に対し市町村と共同で移住支援金を交付する。

2 事業内容

（1）マッチング支援事業

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）のAターン就職希望者と中小企業等とのマッチングを支援する。

- ・マッチング支援対象企業の求人掲載を行うウェブサイトの整備
- ・企業に対する説明会の開催
- ・マッチング支援対象企業の求人力向上を図る研修会の開催

※マッチング支援対象企業とは

東京圏に本社がある企業や大資本の企業を除き、製造業など地域経済を牽引する産業の法人や、建設業など地域の安全安心を支える産業の法人、産業人材の確保のため働きやすい職場づくりに取り組む法人を対象

（2）移住支援金交付事業

①地方創生推進交付金対象分

東京23区在住者または通勤者が本県に移住し、マッチング支援対象企業に就職または創業した場合、移住支援金を支給する市町村に対し助成する。

- ・事業主体：市町村
- ・支 給 額：100万円／世帯（単身世帯の場合60万円）
- ・想定支給数：160世帯
- ・負 担 割 合：県3／4、市町村1／4

②県単支援分

①の支援金対象者のうち、先進技術（I o T、AI関連）の活用を担う人材として、また人材不足が特に深刻な分野（建設、医療・福祉）において就職する技術職・専門職である場合、支援金を加算して支給する。

- ・事業主体：県
- ・加 算 額：100万円／世帯（単身世帯の場合60万円）
- ・想定支給数：40世帯

3 予算額

167,036千円 (⊖ 167,036千円)

(1) マッチング支援事業	7,036千円
旅費	299千円
委託料	6,586千円
使用料等	151千円
(2) 移住支援金交付事業	160,000千円
〔負担金補助及び交付金〕	160,000千円

※事業内容2(1)及び(2)①については、地方創生推進交付金（移住支援事業・マッチング支援事業）に対応した事業であり、国へ地域再生計画等の認定を申請中。

※国の財源

- ・マッチング支援事業：国1／2 県1／2
- ・移住支援金交付事業：国1／2 県1／4 市町村1／4

県内企業における新卒採用支援事業について（新規）

移住・定住促進課

1 事業の目的

新卒採用に意欲的な県内企業を対象に、採用の重要なポイントや全国の採用動向等を学ぶセミナー等を開催する。

2 事業の内容

（1）セミナーの開催

①経営者・採用責任者向けセミナー

- ・対象：新卒採用に意欲的な県内企業の経営者・人事部門の責任者等
- ・内容：最新の就活状況の分析、首都圏大手企業の採用動向を踏まえた魅力のアピールや職場環境の整備に向けたポイント等

②採用担当者向け実践セミナー

- ・対象：上記セミナーの参加企業の人事担当者（50社程度）
- ・内容：企業情報の発信や大学等への求人活動等の実践手法

（2）新卒採用に関する座談会の開催

- ・参集者：上記実践セミナーの参加企業、県内大学、商工団体、労働局等
- ・内容：業界の求人、学生の動向についての情報共有や、採用の増大につなげる取組、各機関の支援のあり方等に関する意見交換を実施

3 予算額

6,262千円 (⊖ 6,262千円)

需用費等	326千円
役務費	120千円
委託料	5,816千円

あきた結婚支援センターマッチングシステムリニューアル事業について(新規)

次世代・女性活躍支援課

1 事業の目的

あきた結婚支援センターの利便性向上により登録会員数及び成婚者数の増加やセンターの業務内容の効率化を図るため、マッチングシステムのリニューアル等費用を助成する。

2 事業内容

センターのマッチングシステムリニューアル等費用の助成

- ・補助対象 (一社) あきた結婚支援センター
- ・補助率 10／10
- ・補助事業の内容

①マッチングシステムのリニューアル

登録会員の1対1の出会いを支援するマッチングシステムを、登録会員のスマートフォン等から利用可能なシステムにリニューアルする。

(新システムの特徴)

	新システム	従来システム
入会登録	・入会希望者のスマートフォンやパソコン等で入会申込み	・電話予約の上でセンター（県内3か所）へ来所して入会申込み
お相手検索	・登録会員のスマートフォンやパソコン等で相手を検索	・登録会員がセンターに来所して専用端末で相手を検索
お見合い 日程調整等	・登録会員が希望日時等をシステム上で調整	・センター職員が登録会員に電話連絡して調整

②システムリニューアルの周知

新しいマッチングシステムについて周知し、登録会員数の増加を図る。

- ・ウェブ広告、センターウェブサイト、パンフレット、ポスター等

3 予算額

23, 286千円 (国11, 643千円 ⊖ 11, 643千円)

国：地域少子化対策重点推進交付金

負担金補助及び交付金	23, 286千円
①マッチングシステムのリニューアル	21, 450千円
②システムリニューアルの周知	1, 836千円

結婚・子育て応援事業について（新規）

次世代・女性活躍支援課

1 事業の目的

県民が、結婚や子育てに前向きなイメージを抱くことができるよう、行政や企業、県民参加による運動を展開し、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を醸成する。

2 事業内容

（1）結婚・子育ての機運向上作戦事業

県や市町村、企業が連携し、結婚や子育てを応援する機運醸成を図る。

①知事・市長のトップリーダー対談

子育てイベント等を活用し、行政トップから県民に結婚・子育てに関するメッセージを直接発信

②カフェDE結婚・子育てトーク

県内各地のカフェ、公共施設、大学等において、結婚・子育てについて意見交換を実施

③結婚応援パスポート事業の創設

新婚家庭等を祝福するため、協賛店が各種サービスを提供する事業の創設や、あきた子育てふれあいカード（※別記参考）の周知活動等を実施

（2）広報活動事業

国の幼児教育無償化や結婚応援パスポートの創設、あきた結婚支援センターのマッチングシステムリニューアルを踏まえ、県広報誌等により、県の結婚・子育て支援事業の周知を図る。

・県広報誌「あきたびじょん」への掲載やリーフレット作成（10,000部）

3 予算額

4, 613千円 (国2, 306千円 □ 2, 307千円)

国：地域少子化対策重点推進交付金

（1）結婚・子育ての機運向上作戦事業 3, 376千円

報償費	42千円
旅費	47千円
需用費等	270千円
委託料	3, 017千円

（2）広報活動事業 1, 237千円

役務費	149千円
委託料	1, 088千円

(別記)

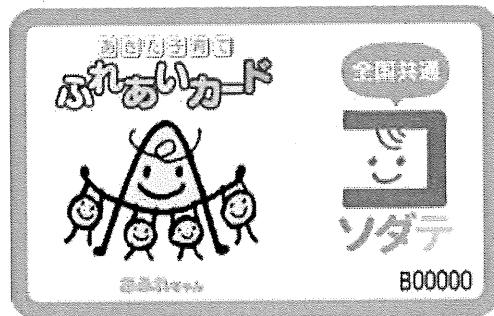
【参考】あきた子育てふれあいカード

行政と企業が連携して、妊婦や子どものいる家庭に、割引や優待サービスを提供する取組。

市町村などを通じて子育て家庭にカードを配付し、子育て家庭が協賛店舗でカードを提示すると、それぞれの店舗が独自に設定したサービス（割引、プレゼント、ドリンクサービス等）を受けることができる。

平成29年4月から、全国共通で利用可能となつた。

県内の協賛店舗数 1,846（平成31年2月時点）
(飲食・ファストフード店、コンビニエンスストア等)



女性活躍・定着促進企業応援事業について（新規）

次世代・女性活躍支援課

1 事業の目的

人口の社会減の抑制に向けて女性の県内定着を促進するため、女性の視点による新たなプロジェクト事業を実施するなど、女性活躍のモデルとなる県内企業を育成し、優良モデルを全県に普及拡大する。

2 事業内容

経営者向け意識啓発セミナーや実践講座の参加企業のうち、プロジェクト事業の実施等に意欲的な企業等の中から、モデル企業を選定する。



① 経営者向け意識啓発セミナーの開催

県内企業の経営者や管理職等を対象として、企業における女性活躍の意義や必要性等を啓発

- ・時 期 平成31年9月～10月頃
- ・場 所 秋田市内（予定）

② 女性活躍に向けた実践講座の開催

セミナーの参加企業のうち、女性の視点によるプロジェクト事業に実際に取り組みたいとする県内企業等を対象に、優良事例の紹介や女性活躍の取組手法の助言・指導等を実施

- ・時 期 平成31年10月～12月頃
- ・場 所 秋田市内（予定）

③ 女性活躍・定着促進モデル企業の選定

実践講座の参加企業等を対象として、女性活躍・定着促進モデル企業を選定

- ・選定数 4社（予定）
- ・選定方法 審査会による選定
- ・選定要件
 - ア 女性活躍による新規事業又は事業拡大に取り組む企業
 - イ アの取組の中心的役割を担う女性人材の配置と育成 等

【参考】モデル企業への支援等

- ・モデル企業による女性活躍の取組への支援
女性視点による商品開発、女性人材の育成等
- ・取組事例の全県域への普及
あきた女性活躍・両立支援センターの企業訪問による啓発、報告会の開催等

3 予算額

2, 450千円	(2, 450千円)
旅費等		72千円
委託料		2, 378千円

子どもの居場所づくり促進事業について

次世代・女性活躍支援課

1 事業の目的

保護者が日中家庭にいない児童の健全育成と、保護者の子育てと仕事の両立支援を推進するため、放課後児童クラブの運営費及び整備費に対し助成する。

2 事業内容

(1) 放課後児童健全育成事業

国庫補助基準に該当する放課後児童クラブの運営費及び備品購入等を助成
・実施主体 市町村
・補助基準額 基本分1, 637千円～4, 306千円+開設日数等加算
・補助率 国1/3(直接補助)、県1/3、市町村1/3
・補助対象 286クラブ

(2) 放課後児童クラブ整備事業

放課後児童クラブの創設等に要する経費を助成
・実施主体 市町村
・補助基準額 29, 218千円
・補助率 国1/3(直接補助)、県1/3、市町村1/3
・補助対象 由利本荘市 2クラブ(創設1、改築1)

(3) 児童厚生施設整備事業

児童厚生施設の創設等に要する経費を助成
・実施主体 市町村
・交付基礎額 14, 348千円
・補助率 国1/3(間接補助)、県1/3、市町村1/3
・補助対象 由利本荘市 1施設(改築)

3 予算額

570, 424千円 (国14, 348千円 ⊖ 556, 076千円)

国：次世代育成支援対策施設整備交付金

(1) 放課後児童健全育成事業	522, 250千円
〔負担金補助及び交付金	522, 250千円〕
(2) 放課後児童クラブ整備事業	19, 478千円
〔負担金補助及び交付金	19, 478千円〕
(3) 児童厚生施設整備事業	28, 696千円
〔負担金補助及び交付金	28, 696千円〕

平成31年度子どもの居場所づくり促進事業実施予定

交付先	(1)放課後児童健全育成事業			(2)放課後児童クラブ整備事業			(3)児童厚生施設整備事業	
	クラブ数 力所	児童数 人	補助金額 円	クラブ数 力所	補助金額 円	施設数 力所	補助金額 円	
1 秋田市	58	1,782	120,823,000					
2 能代市	15	518	28,106,000					
3 横手市	41	1,087	63,132,000					
4 大館市	19	1,059	35,442,000					
5 男鹿市	9	190	13,571,000					
6 湯沢市	17	630	43,185,000					
7 鹿角市	8	410	20,160,000					
8 由利本荘市	17	715	28,259,000	2	19,478,000	1	28,696,000	
9 鴻巣市	10	259	15,839,000					
10 大仙市	31	1,075	55,325,000					
11 北秋田市	15	590	29,615,000					
12 にかほ市	7	111	10,053,000					
13 仙北市	10	454	16,333,000					
14 小坂町	2	80	2,340,000					
15 上小阿仁村	1	29	1,030,000					
16 藤里町	1	35	1,801,000					
17 三種町	7	370	12,423,000					
18 八峰町	2	100	2,688,000					
19 五城目町	1	47	1,515,000					
20 八郎潟町	2	54	2,463,000					
21 井川町	1	25	912,000					
22 大潟村	1	20	949,000					
23 美郷町	7	300	12,352,000					
24 羽後町	2	84	2,046,000					
25 東成瀬村	2	78	1,888,000					
合 計	286	10,102	522,250,000	2	19,478,000	1	28,696,000	

すこやか子育て支援事業について

次世代・女性活躍支援課

1 事業の目的

少子化対策の強化を図り、出産や子育てに関する県民の希望をかなえるため、乳幼児の保育料等に対して助成することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境を整備する。

2 事業内容

(1) 事業主体等

- ・事業主体 市町村
- ・負担割合 県1／2、市町村1／2

(2) 事業の内容

①保育料助成事業

- ・事業対象 未就学児の保育料
- ・補助率等 ア) 低所得世帯（世帯年収^(※)約330万円まで）1／2
その他の世帯（世帯年収^(※)約330万円から640万円まで）1／4
イ) 平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた場合、第2子以降の保育料を全額助成（世帯年収^(※)約640万円まで）
ウ) 平成30年4月2日以降に第2子が生まれた場合、第2子の保育料を全額助成（世帯年収^(※)約640万円まで）
エ) 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた場合、第2子以降の保育料を半額助成（世帯年収^(※)約640万円から930万円まで）

②ひとり親家庭児童保育料助成事業

- ・事業対象 ひとり親家庭の未就学児の保育料（世帯年収^(※)約640万円まで）
- ・補助率 1／2

③子育てファミリー支援事業

- 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯（施設利用者及び在宅育児者）に対し、未就学期間に一時預かり等の利用料を助成する。（所得制限なし）
- ・事業対象 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
上記のほか、子育て支援に資する事業で対象と認められるもの
 - ・助成額 15千円／世帯（上限額）

(※)世帯年収は、保育所利用の場合の目安

3 予算額

838, 836千円 (\ominus 838, 836千円)

- (1) 保育料助成事業 802, 817千円
〔 負担金補助及び交付金 802, 817千円 〕
- (2) ひとり親家庭児童保育料助成事業 27, 230千円
〔 負担金補助及び交付金 27, 230千円 〕
- (3) 子育てファミリー支援事業 8, 789千円
〔 負担金補助及び交付金 8, 789千円 〕

【国の幼児教育無償化に伴う影響額】

平成31年10月から、3～5歳の保育料は国の制度により原則無償化される（0～2歳児は非課税世帯を対象に無償化）。平成31年度のすこやか子育て支援事業への影響額（6ヵ月分）は次のとおりと見込まれる。

（単位 千円）

(1) 保育料助成事業	0～2歳	△ 3,525
	3～5歳	△ 250,469
(2) ひとり親家庭児童保育料助成事業	0～2歳	△ 42
	3～5歳	△ 8,758
計		△ 262,794

※ 国の幼児教育無償化に伴うすこやか子育て支援制度の見直しの方向性については、別紙のとおり

(別紙)

国の幼児教育無償化に伴う すこやか子育て支援制度の見直しの方向性について

1 事業の目的

平成31年10月から開始する国の幼児教育無償化に伴い、県と市町村が協働で実施しているすこやか子育て支援事業について、新たな制度設計を検討する。

2 国の幼児教育無償化の概要

(1) 対象者・対象範囲等

①幼稚園、保育所、認定こども園等

3～5歳	幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化
0～2歳	上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

②認可外保育施設等

3～5歳	保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化
0～2歳	保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- ・対象は、認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を含む
- ・幼稚園の預かり保育は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用実態に応じて月額1.13万円までの範囲で無償化

(2) 実施時期

平成31年10月1日

(3) 幼児教育無償化に伴う給食費（副食費）の見直し

- ・3～5歳児の給食費については、現在、幼稚園は主食・副食費とも、保育所は主食費のみ保護者より実費徴収しているが、制度の見直しにより副食費の取扱いを統一し、全て実費徴収することとしている。
- ・なお、年収360万未満相当世帯及び第3子以降については、幼稚園、保育所とともに副食費相当額は免除される。

	幼稚園		保育所	
	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児
主食(米、パン)	実費徴収 月額3,000円～5,000円	実費徴収 月額1,000円～2,000円	保育料に含まれる 月額3,000円	保育料に含まれる 月額4,500円
		保育料に含まれる →実費徴収に変更 月額4,500円	保育料に含まれる 月額4,500円	

3 すこやか子育て支援制度の見直しについて

(1) 事業内容（案）

①現行サービスの維持

現行のすこやか子育て支援制度の助成範囲のうち、国無償化の対象とならない部分（下記太枠部分）について、引き続き助成する。

【国の児童教育無償化適用後のすこやか子育て支援制度の適用範囲】

3～5歳			0～2歳		
	保育の必要性	国の児童教育無償化		住民税課税状況	国の児童教育無償化
認可保育所・幼稚園・認定こども園等		無償化（所得制限無し）			
認可外保育施設	有り	月額3.7万円を上限に無償化（所得制限無し）	左記上限額を超えた部分の1/2、1/4助成 多子は全額助成（所得制限有り）	非課税世帯	無償化
	無し	助成対象外	1/2、1/4助成 多子は全額助成（所得制限有り）	課税世帯	助成対象外
一時預かり事業等（※1）	有り	月額3.7万円を上限に無償化（所得制限無し）（※2）	助成対象外（※3）	非課税世帯	月額4.2万円を上限に無償化
	無し	助成対象外	同上	課税世帯	助成対象外
一時預かり事業等（※1）				無し	同上
				非課税世帯	月額4.2万円を上限に無償化
				課税世帯	助成対象外
			無し	同上	助成対象外（※3）

（※1）一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業及び幼稚園の預かり保育

（※2）幼稚園の預かり保育については、月額1.13万円を上限に無償化

（※3）子育てファミリー支援事業により一部助成

②すこやか子育て支援制度の拡充

国制度における給食費（副食費）の見直しを踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児を対象に副食費を助成する。

【制度の概要】

対象	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児の副食費（世帯年収約360万円～640万円）	
補助率等	第1子から 多子世帯 ^{（※4）}	1/4 全額

（※4）平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降

平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降

(2) 実施時期

平成31年10月1日

4 スケジュール（案）

- 平成31年 2月議会 当初予算案（3(1)①）の審議及び拡充案（同②）の説明
- 平成31年 2月 市町村との協議
- 平成31年 5月 秋田県・市町村協働政策会議における協議
- 平成31年 6月議会 補正予算案（同②）の提案予定
- 平成31年 10月1日 見直し後のすこやか子育て支援制度の実施

若者チャレンジ応援事業について（新規）

地域の元気創造課

1 事業の目的

次代を担う若者の夢の実現に向けたチャレンジを支援することによって、若い世代の地域活性化に向けた戦略的な取組を促進し、地域の元気創出につなげるとともに、県内定着・ふるさと回帰を図る。

2 事業内容

若者ならではの斬新なアイディアを活かした戦略的な取組を支援し、地域の活性化を図る。

（1）補助対象者

原則として県内在住の18歳以上40歳未満（高校生を除く。）の個人又は団体

（2）補助期間

1～3年以内

（3）補助率（県単）

3／4

（4）補助限度額

100万円／年、総額200万円／補助期間

＜補助率等の加算＞

海外留学を通じたスキルアップやA.I.、I.O.T等の先進技術を活用した先駆的な取組など、選考委員会において認められるもの

【補助率】10／10

【補助限度額】300万円／年、総額400万円／補助期間

（5）サポート体制

各分野の専門家の派遣等により、企画から実践まで段階に応じて切れ目ないサポートを実施

3 予算額

31,531千円（ \ominus 31,531千円）

役務費等	141千円
委託料	6,390千円
負担金補助及び交付金	25,000千円

若者チャレンジ応援事業

★ 次代を担う若者一人ひとりの“やりたい”を形にし、秋田の未来をつくる挑戦を後押しする「若者応援事業」

《現状と課題》

- ・進学や就職に伴う若者の県外流出によって人口の社会減に歯止めがかからない。
- ・大学進学等でいったん県外に出てしまふと、そのまま県外で就職してしまう若者が多い。
- ・少子高齢化や人口減少の進行に伴って地域コミュニティの活力が低下してきている。

平成31～33年度

荒削りでも軽いアドバイスで秋田を元気にしたい!!
あらゆる分野で
若者一人ひとりの
“やりたい”を形に！

平成31年度予算要求額：31,531千円

補助内容

- 【対象者】20名程度 ※原則18歳以上40歳未満（高校生を除く。）
【補助期間】1～3年以内
【補助率】3／4
【限度額】100万円／年（総額200万円／補助期間）

産業分野
ものづくり、飲食業、AI・IOT技術等の
活用など 等

農林水産分野
ICTやロボット技術を活用したスマート農業の実現、6次産業化 等

観光分野
体験型観光、インバウンドの受入、観光情報
の発信 等

文化芸術分野
ファッション、マイクアップ、音楽、ダンス、
映像、アニメ 等

《対応方針》

- ・若者ならではのはの発想や荒削りでも軽いアドバイスを活かした取組、夢の実現に向けた挑戦を応援することにより、次代を担う若者の活躍を一層促進する。
- ・若い世代の地域活性化に向けた戦略的なチャレンジを後押しし、地域の元気創出につなげるとともに、県内定着・ふるさと回帰を図る。

例えは・・・

最新の映像技術を活用してインスタ映えする新たな観光スポットを創出！

料理留学で学んだ技術を活かしてレストランを開業！

海外研修で学んだ技術を活かして花卉の自動栽培を実現！ 等

地域の課題解決に向けた取組につなげる

地域の活性化！！

地域への誇りや愛着の醸成

若者の活躍促進！

平成31年度予算要求額：31,531千円

補助内容

- ※ただし、海藻を運じたスキルアップやAI、IOT等の先進技術を活用した先駆的な取組などで、選考委員会で認められる場合
【補助率】10／10
【限度額】300万円／年、総額400万円／補助期間

実施段階
各種支援制度の紹介・活用

試行・検証段階
試行の検証等を通じた改善点や地域への波及方法等をアドバイス

準備段階
・研修時等の課題解決に対するアドバイス

・研修計画等に対するアドバイス
・実施計画、収支計画、資金調達等に対するアドバイス

- Point 1 財源支援
Point 2 アドバイザーによる支援
Point 3 全手を挙げたサポート

など、若者ならではの発想で地域の活性化を目指す取組を支援！

若者と地域をつなぐプロジェクト事業について（新規）

地域の元気創造課

1 事業の目的

人口減少下においても地域の元気創出を図っていくためには、次代を担う若者の活躍が不可欠であることから、若い世代の主体的な地域活動を後押しする。

2 事業内容

高校生等が企画する地域活性化に向けた取組をサポートし、若い世代の主体的な地域活動の促進を図る。

<事業フロー>

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①企画の募集 | 若者と地元企業・地域づくり団体とのマッチング |
| ②企業・団体の募集 | (対象者：県内の高校、大学等に在学中の者) |
| ③集中ワークショップの開催 | 企画のブラッシュアップ |
| ④企画の実践 | 地元企業や地域づくり団体との協働 |

- 〔企画の実践に向けた経費の支援〕
- ・一般・団体枠：4件、限度額10万円（10／10）
 - ・企業連携枠：6件、限度額20万円（10／10）
- ⑤成果発表会の開催 取組成果や今後の課題の共有

- 〔高校生が主体的に取り組んだ事例等〕
- ・高校生とコンビニエンスストアによる商品の共同開発
 - ・高校生によるアジア・アフリカ支援米の栽培等
 - ・高校生が考案したウェディングプランの商品化

3 予算額

3,660千円 (⊖ 3,660千円)

旅 費	72千円
委託料	3,588千円

若者と地域をつなぐプロジェクト事業

現状と課題

- ・人口減少や少子高齢化
- ・地域とのつながりの希薄化
- ・若者の県外流出

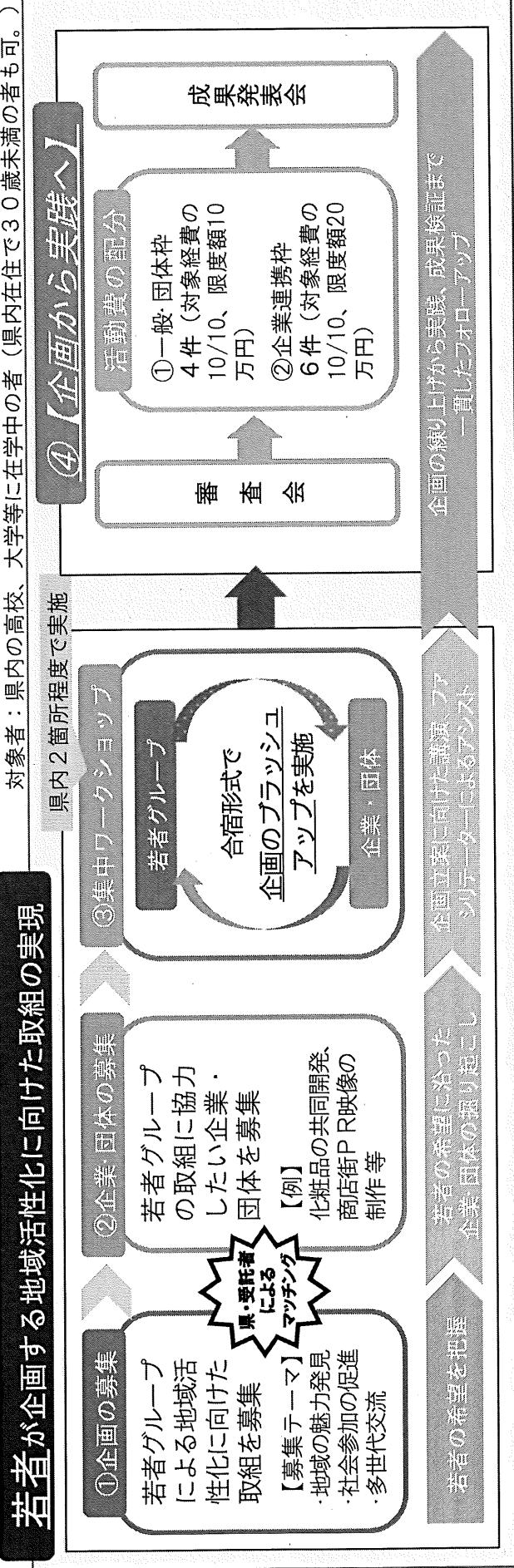
学校現場の声

- ・地域活性化等に向けて、若者ならではのアイディアを求められる機会はあるが、提案のみで終わってしまい、自分たちのアイディアを実現する機会がない。
- ・地元にどのような企業があるのか、どのような活動を行っている団体があるのか知るきっかけがない。

- ・地域の強みや良さを知つてもらうためのきっかけづくり
- ・若いうちから地元企業や地域づくり団体等、地域の人とつながる機会を創出
- ・主体的に地域と関わる機会を創出

若者が企画する地域活性化に向けた取組の実現

対象者：県内の高校、大学等に在学中の者（県内在住で30歳未満の者も可。）



事業効果

- 地域の強みや良さを知つてもらうためのきっかけづくりを促進
- 若者が地域のことを主体的に考え行動する意欲や、地域とともに課題解決に取り組む意識を醸成
- 若者ならではの発想を活かした地域の活性化

- 参加者同士の地域を越えたネットワークの構築
⇒ 活動の継続や新たな取組の掘り起こし

- 地域への理解や愛着を形成
⇒ 若者の県内定着、ふるさと回帰

関西圏における県・市町村協働の 「関係人口」創出事業について（新規）

地域の元気創造課

1 事業目的

関西圏をターゲットとした「秋田の魅力発信プロモーション」の取組を踏まえ、市町村との協働により、本県への関心をさらに高めるとともに、様々な形で地域づくりに貢献する「関係人口」を創出し、地域の活性化につなげる。

2 事業内容

(1) 「関係人口」創出プロジェクト事業

関係人口の創出に向けて、市町村との協働により、秋田の魅力や地域活動の体験を盛り込んだ実践プログラム等を実施する。

- ・秋田の魅力や地域課題を学ぶセミナー等の開催（大阪会場）
- ・本県での地域活動の体験や地元住民との意見交換等の実施（県内3市町）
- ・地域活動の体験等の報告会の開催（大阪会場）
- ・実施地区：にかほ市、五城目町、羽後町（各地区6～8名が参加予定）

（実践プログラム例）

	にかほ市	五城目町	羽後町
地域活動への参画	北限のいちじくを活かした6次産業化体験	移住者による起業講座の受講	子ども向けのキャリア教育への参加
地域住民との意見交換	いちじくいち実行委員会等	お互いさまスーパー運営主体等	イーヴェうご協議会（移住支援団体）等
地域の魅力体験	北前船文化巡り、ジオパークトレッキング等	酒蔵見学（福禄寿）、稲刈り作業等	西馬音内盆踊り、西馬音内そば作り等

(2) 「秋田の魅力発信」プロモーション事業

市町村との協働により、本県の魅力や暮らしをPRするイベントを開催する。

- ・「食・観光・暮らし」をPRするブースの設置や秋田の魅力に関するアンケートの実施

3 予算額

16,048千円（国10,000千円 □ 6,048千円）

国：関係人口創出・拡大事業費

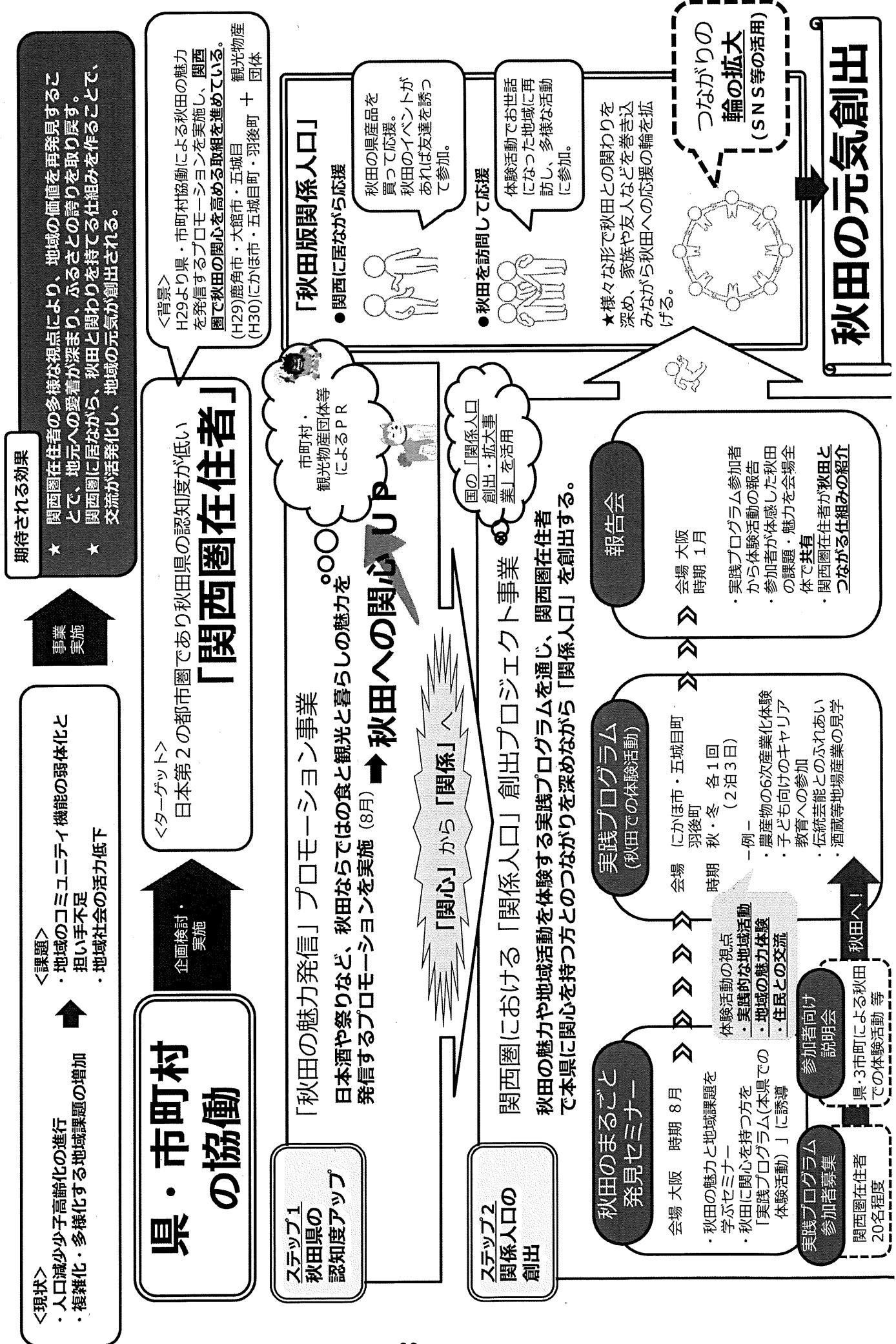
(1) 「関係人口」創出プロジェクト事業 10,201千円

旅費等	5,142千円
委託料	5,059千円

(2) 「秋田の魅力発信」プロモーション事業 5,847千円

旅費等	418千円
委託料	5,429千円

関西圏における県・市町村協働の「関係人口」創出プロジェクト



地域支え合いシステム緊急対策事業について（新規）

地域の元気創造課

1 事業目的

人口減少の進行により交通や買い物など、日常生活を支える様々なサービスの維持が困難になってきている地域があることから、市町村との協働により、住民主体の支え合いの仕組みを早急に構築する。

2 事業内容

（1）地域支え合いシステム推進事業

NPOや企業、行政などが連携し、住民主体の支え合いによる生活課題の解決に向けた取組に関する意見交換等を実施する。

- ・生活交通や買い物に携わる企業との意見交換会等の開催
- ・住民組織による取組の普及啓発

（2）地域支え合いシステム緊急対策交付金事業

生活交通の確保など、住民主体の支え合いによるトライアルに対して支援する。

- ・交付先：市町村
- ・事業内容：住民組織による有償運送の実施に向けた企画案の検討及びトライアル（試験運行）の実施等
- ・交付率等：1／2（1市町村当たり3年間で7,500千円を上限）
- ・実施地区：5地区

3 予算額

5,584千円 (⊖ 5,584千円)

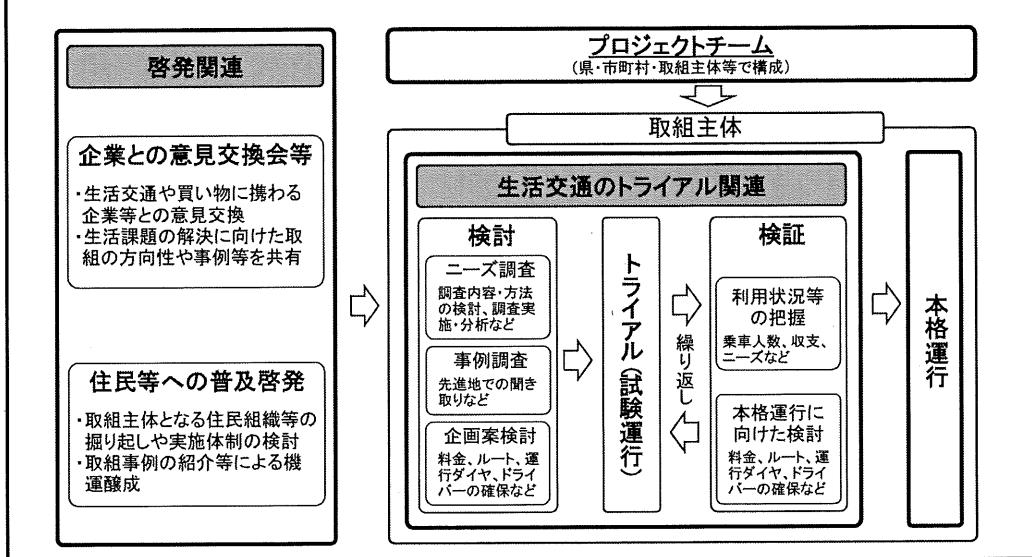
（1）地域支え合いシステム推進事業 994千円

報償費	108千円
旅費	380千円
需用費等	506千円

（2）地域支え合いシステム緊急対策交付金事業 4,590千円

負担金補助及び交付金	4,590千円
------------	---------

地域支え合いシステム緊急対策事業



狙半内共助運営体(横手市)による有償旅客運送



秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて

地域の元気創造課

1 平成31年度当初予算関係のプロジェクトの概要について

(単位:千円)

市町村	プロジェクト名	計画期間	H31事業費 (うち交付金)
能代市	(地域の元気創造課分) 道の駅を核とした地域活性化プロジェクト (別紙1参照) 〔 ・きみまち阪公園の案内板設置 ・遊歩道の整備 ・誘客イベントの開催 等 〕	H28～H31	25,701 (9,000)
大館市	(観光振興課分) ハチ公と歴史に触れる交流人口拡大プロジェクト 〔 ・「秋田犬の里」周辺整備工事 (多目的広場、案内板、街灯等) 〕	H28～H31	232,266 (16,000)
合 計			257,967 (25,000)

2 プログラムの実施状況について

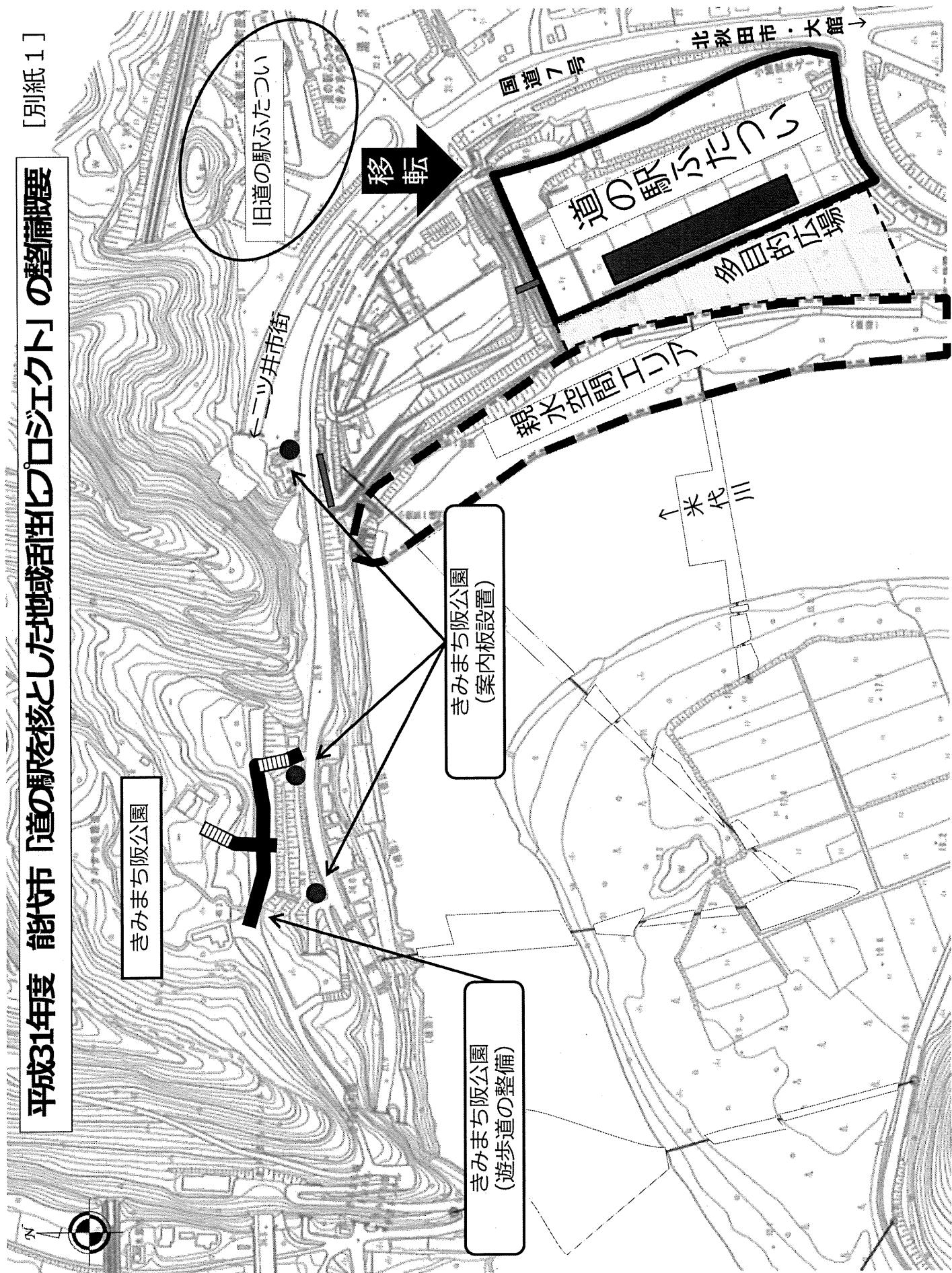
秋田県市町村未来づくり協働プログラムに基づく市町村プロジェクトについては、11プロジェクトを実施中である(別紙2参照)。

3 事後評価について

平成30年度は秋田市と湯沢市の2プロジェクトについて、事後評価を行った。

- ・県都 秋田市食と農業未来づくりプロジェクト(農林政策課)
- ・資源活用型ゆざわ地域づくり推進プロジェクト(地域の元気創造課:別紙3参照)

平成31年度 能代市「道の駅を核とした地域活性化プロジェクト」の整備概要



秋田県市町村未来づくり協働プログラムの実施状況について

(単位:百万円)

	市町村名	プロジェクト名	計画期間	市町村 総事業費	交付金 総額	H31当初 交付金	実施中
1	鹿角市	スキーと駅伝のまち“賑わい創出”プロジェクト	H24～H26	530	220	-	
2	秋田市	県都 秋田市食と農業未来づくりプロジェクト	H24～H28	1,024	380	-	
3	湯沢市	資源活用型ゆざわ地域づくり推進プロジェクト	H24～H28	533	200	-	
4	小坂町	明治百年通りにぎわい創りプロジェクト	H24～H28	883	200	-	
5	美郷町	県南地域における多様な交流推進による美郷活性化プロジェクト	H25～H28	938	200	-	
6	北秋田市	まるごと森吉山観光振興プロジェクト	H25～H28	633	200	-	
7	藤里町	藤里町「白神」ブランド化プロジェクト	H25～H28	353	200	-	
8	五城目町	元気と安心で幸せを実感できるまちづくりプロジェクト	H25～H28	504	200	-	
9	東成瀬村	雪と共生する東成瀬“仙人郷”創造プロジェクト	H25～H28	368	200	-	
10	大潟村	干拓地の特性を活かした交流人口拡大プロジェクト	H25～H28	345	200	-	
11	八郎潟町	駅前にぎわい・ふれあい・元気プロジェクト	H25～H28	925	200	-	
12	由利本荘市 ・にかほ市	鳥海山を核とした広域観光振興プロジェクト	H26～H28	804	400	-	
13	羽後町	食と交流の推進による「うごブランド」発信プロジェクト	H26～H28	777	200	-	
14	仙北市	田沢湖再生クニマス里帰りプロジェクト	H27～H30	444	200	-	○
15	三種町	クアオルトによるいきいきプロジェクト	H27～H30	536	200	-	○
16	大仙市	「日本一の花火のまち」産業創出プロジェクト	H28～H31	1,077	200	-	○
17	横手市	マンガ原画と増田の町並みを活かした交流人口拡大プロジェクト	H28～H31	817	200	-	○
18	八峰町	おがる八峰しいたけプロジェクト	H28～H31	673	200	-	○
19	潟上市	安全「防災」・安心「健康」潟上プロジェクト	H28～H31	964	200	-	○
20	男鹿市	男鹿の恵みを活かす観光振興プロジェクト	H28～H31	970	200	-	○
21	上小阿仁村	多様な交流の推進による地域力強化プロジェクト	H28～H31	537	200	-	○
22	能代市	道の駅を核とした地域活性化プロジェクト	H28～H31	433	200	9	○
23	大館市	ハチ公と歴史に触れる交流人口拡大プロジェクト	H28～H31	1,214	200	16	○
24	井川町	子育てから始める井川の未来づくりプロジェクト	H28～H31	393	150	-	○
合計 24プロジェクト (25市町村)				16,675	5,150	25	

湯沢市「資源活用型ゆざわ地域づくり推進プロジェクト」事後評価概要

1 プロジェクト概要

- (1) 実施期間：平成24年度～平成28年度
- (2) 事業費：533百万円（うち県交付金200百万円）
- (3) 経済波及効果：739百万円（直接効果、一次・二次波及効果の計）
- (4) 主な取組：
 - ① まち歩き拠点施設の整備等（393百万円）
前森公園の遊具・芝生広場・展望道路等の整備、湯沢城跡の散策路・鑑賞池・入口広場の整備等
 - ② 歴史文化等の学びの場づくり（44百万円）
旧高松小学校を「ジオスタゆざわ」としてリニューアル（土器や酒蔵用具、地熱発電資料等を展示）、明治時代の洋風建築物である旧雄勝郡会議事堂の改修（議場柵の復元、トイレ改修）等
 - ③ ジオ巡りを推進する基盤づくり（96百万円）
ジオガイドの養成やジオ巡りツアーの企画、児童生徒のジオパークに関する学習成果発表会の開催、ジオスポットの解説板の設置等

2 プロジェクト成果指標と達成状況

指標名	目標値 (H29年度)	実績値 (H29年度)	達成率
ジオガイドの養成数(累計)	60人	65人	108%
ジオガイドの利用者数	2,500人	1,492人	60%
ジオパーク関連の主要施設利用者数	105,000人	104,934人	100%

3 評価概要

- 湯沢市の年間宿泊者数は、宿泊施設の廃業などにより平成24年の11万5千人から平成29年には10万4千人と、5年間で約1割減少しているものの、ジオガイドが常駐し、ゆざわジオパークの拠点でもある湯沢駅舎内の観光案内所での情報発信等の効果もあり、湯沢市の観光施設入込客数は、平成24年の41万人から平成29年には52万人と増加してきている。
- ジオガイド養成講座や小学生向け副読本の作成等により、湯沢市に県内初の小学生ジオガイドが誕生するなど、市民を巻き込んだジオパーク活動が展開されているほか、前森公園に整備した芝生広場を活用し、地域住民が主体となった「公園まつり」や若者グループによる「ダンスコンテスト」が開催されるなど、新たな交流の場が創出されている。

【今後の推進方針】

- ◎全国に誇る酒・稻庭うどん・三梨牛・温泉や、大地のエネルギーを感じるジオスポットなどの魅力を、ストーリー性を持たせながら発信することによって国内外からの誘客促進と交流人口の拡大を図る。
- ◎ゆざわジオパークの強みである「地熱」をアピールポイントとした「ユネスコ世界ジオパーク」への認定に向け、市民一丸となったジオパーク活動を更に推進する。

未来へつなぐ「元気ムラ」活動推進事業について

活力ある集落づくり支援室

1 事業の目的

人口減少社会において、地域住民自らが地域の維持・活性化に向けて取り組む「元気ムラ」活動を県全域へ拡大するため、県と市町村による支援体制の充実を図るとともに、地域課題の解決に向け、市町村の枠を越えた集落同士の交流や活動の担い手の育成、集落活動の情報発信の取組を推進する。

2 事業内容

(1) 地域コミュニティ政策推進事業

地域コミュニティの支援体制の充実を図るため、県と市町村で構成する「秋田県地域コミュニティ政策推進協議会」等を開催する。

(2) 広域的集落間交流推進事業

集落活動の一層の活性化や課題解決を図るため、「あきた元気ムラ大交流会」の開催等により市町村の枠を越えた集落間交流を推進する。

(3) 集落活動情報発信推進事業

集落支援員による地域情報の掘り起こしを進めるとともに、県のウェブサイト（秋田県のがんばる農山漁村集落応援サイト）を活用した集落活動の積極的な情報発信を推進する。

(4) (新規) 集落活動担い手育成事業

集落活動の維持・継続を図るための手法や先進的な取組事例等を学ぶ研修を通じて、活動を支える担い手を育成する。

3 予算額

9, 045千円 (諸12千円、 \ominus 9, 033千円)

諸：労働保険料

(1) 地域コミュニティ政策推進事業

1, 300千円

報償費	56千円
旅費	330千円
需用費	755千円
使用料及び賃借料等	159千円

(2) 広域的集落間交流推進事業	1, 160千円
報償費	385千円
旅費	53千円
需用費	254千円
使用料及び賃借料等	468千円

(3) 集落活動情報発信推進事業	6, 054千円
報酬等	4, 976千円
旅費	47千円
需用費	780千円
使用料及び賃借料等	251千円

(4) 集落活動担い手育成事業	531千円
報償費	150千円
旅費	166千円
需用費	125千円
使用料及び賃借料等	90千円

GBビジネスでっけぐ進化事業について

活力ある集落づくり支援室

1 事業の目的

地域における元気ムラ活動を持続的に展開するため、地域資源を活用したGBビジネス（じっちゃん・ばっちゃんビジネス）の取組において、販路拡大とマーケットニーズに対応した商品開発による売上の拡大を図るとともに、共同出荷体制の整備を含めた集落連携の取組を強化する。

2 事業内容

(1) 手をつなぎでっけぐ販路拡大事業

地域資源に応じた商品開発や販促活動の取組を推進するとともに、新規参画集落の拡大により共同活動の取組を強化する。

- ・集落ネットワーク会議及び新規参画集落研修会の開催（会議3回、研修会2回）
- ・首都圏スーパーのバイヤー等による商品開発アドバイス
- ・首都圏スーパーにおける秋田県フェアの開催（2回）

(2) きらりと光る商品掘り起こし事業

地域資源を活用した新たな商品の掘り起こしを進めるとともに、専門家の現地指導により安定的な生産・出荷体制づくりを推進する。

- ・地域の元気お届けマーケットの開催（3回）
- ・和菓子包材（桜葉）の生産・出荷支援

(3) (新規) ICT活用によるGBビジネス生産性向上実証事業

GBビジネス参画集落を対象としてモデル的にICTを活用し、共同出荷に係る受発注の効率化とGBビジネスの生産性向上について検証する。

- ・実施主体 特定非営利活動法人あきた元気ムラGBビジネス
- ・補助対象 タブレット端末等使用に要する経費
- ・補助率 10／10

3 予算額

3,834千円 (⊖3,834千円)

(1) 手をつなぎでつかけぐ販路拡大事業	2, 580千円
旅費	648千円
需用費	638千円
役務費等	394千円
委託料	900千円
(2) きらりと光る商品掘り起こし事業	582千円
旅費	156千円
需用費等	193千円
使用料及び賃借料等	233千円
(3) I C T活用によるG B ビジネス生産性向上実証事業	672千円
旅費等	167千円
負担金補助及び交付金	505千円

小さな拠点形成支援事業について

活力ある集落づくり支援室

1 事業の目的

地域コミュニティの維持・活性化を図るため、秋田版小さな拠点として、地域住民が運営する「お互いさまスーパー」の新規設置や機能強化の取組を支援するほか、生活サービス機能の提供や地域活動を行うための小さな拠点の形成を推進する。

2 事業内容

(1) お互いさまスーパー拡大展開事業

お互いさまスーパーの新規設置支援を行うとともに、既設お互いさまスーパーの持続的な運営を図るために、各店舗間のネットワークを構築する。

①お互いさまスーパー新規設置支援

- ・関係市町村と連携した立ち上げ支援、アドバイザーの派遣等

②お互いさまスーパーネットワーク会議等の開催

- ・既設お互いさまスーパー3店舗を対象とした情報共有やネットワークの構築及び機能強化に向けた研修等の実施

(2) 小さな拠点形成支援事業

小さな拠点の形成を推進するための情報提供及び意見交換を実施する。

3 予算額

725千円 (⊖725千円)

(1) お互いさまスーパー拡大展開事業 557千円

報償費	124千円
旅費	170千円
需用費等	263千円

(2) 小さな拠点形成支援事業 168千円

旅費	107千円
需用費等	61千円

コミュニティ生活圈形成事業について

活力ある集落づくり支援室

1 事業の目的

集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、複数の集落からなる、新たなコミュニティ生活圏の形成を図る。

2 事業内容

(1) (新規) コミュニティ生活圏形成推進事業

① コミュニティ生活圏単位での人口分析・将来シミュレーション等の実施

5市町村（横手市、大館市、男鹿市、五城目町、羽後町）

【委託内容】

- ・ コミュニティ生活圏ごとの地域人口の現状分析・将来人口予測
- ・ 持続可能な地域の将来予測（定住人口、出生率、若者の流出抑制等）
- ・ モデル地区での現地調査・ヒアリング及びワークショップの実施
- ・ 実施市町村での報告会及び県全体の成果報告会の開催

② 市町村と連携した現地活動支援

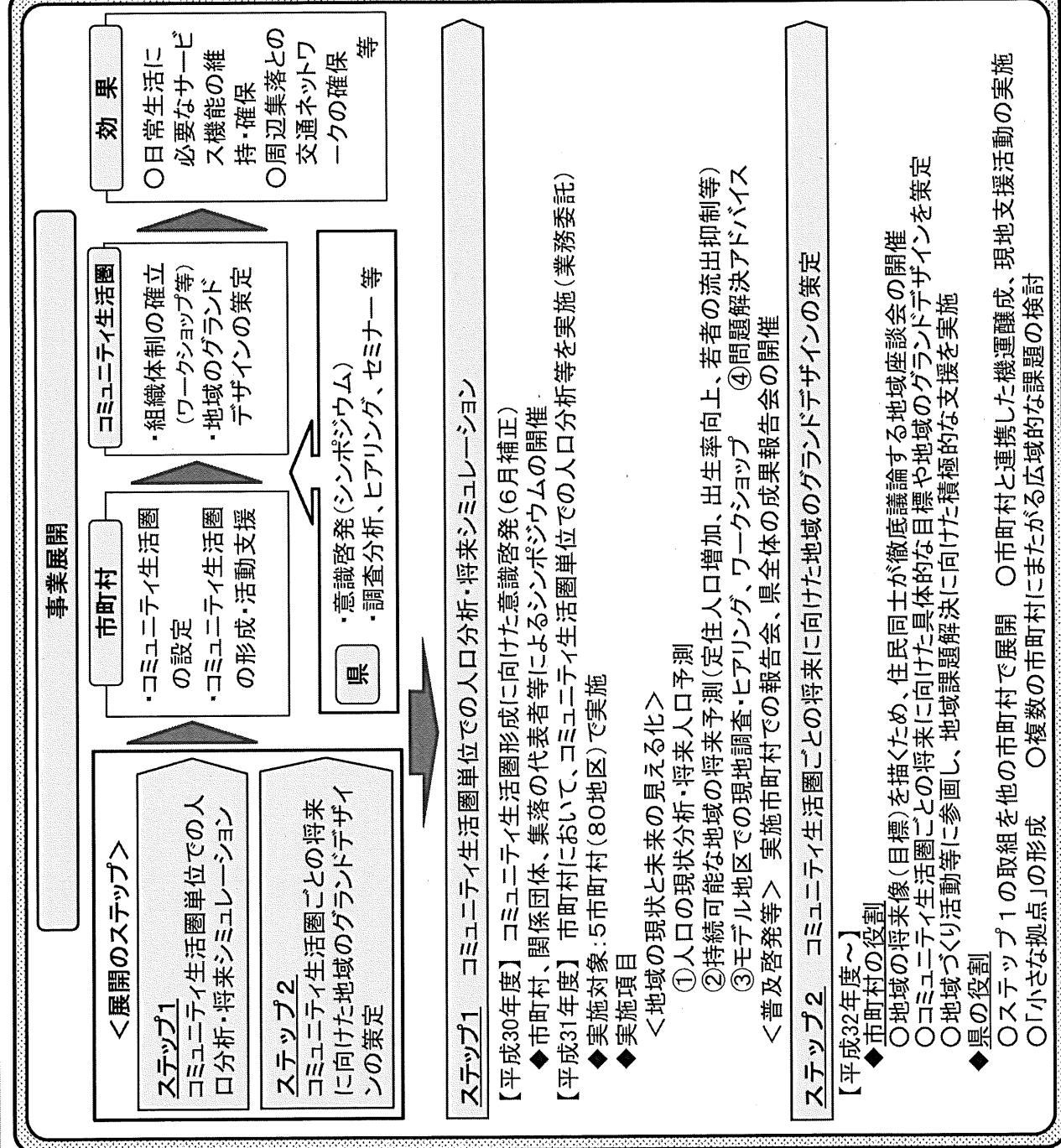
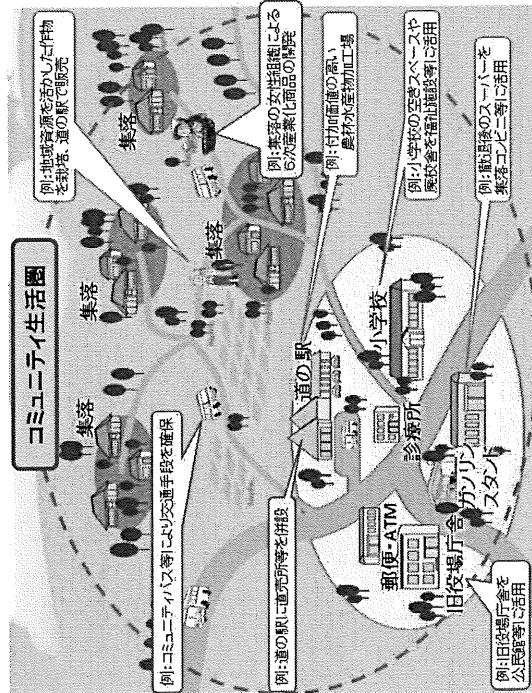
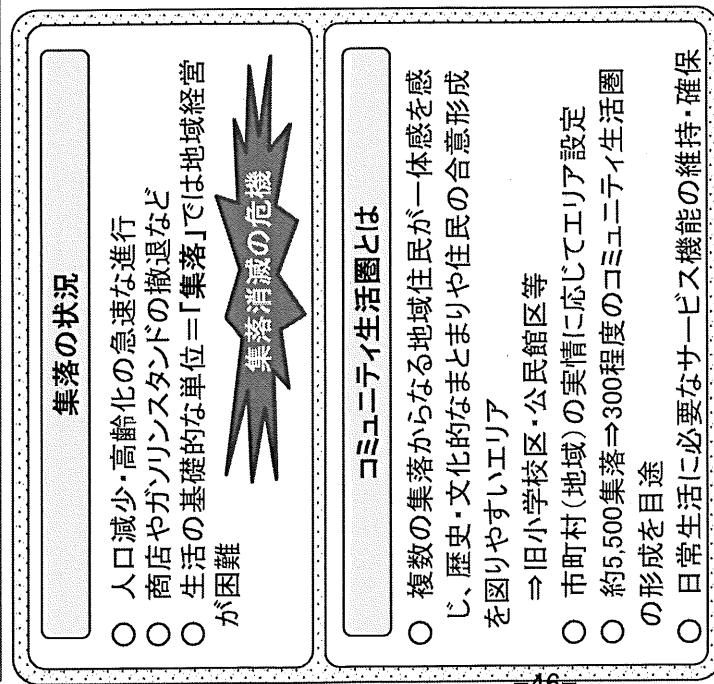
3 予算額

7, 571千円 (\ominus 7, 571千円)

旅費	371千円
需用費等	64千円
委託料	7, 136千円

コミュニティ生活圏形成事業

目的 集落における日常生活に必要なサービス機能を維持・確保していくため、複数の集落からなる、新たなコミュニティ生活圏の形成を図る。



公立大学法人が徴収する料金の上限額の変更について (議案第92号・第93号)

高等教育支援室

1 変更理由

平成31年10月1日に消費税率の引上げが行われる予定であること及び他大学の動向等を踏まえ、公立大学法人国際教養大学及び公立大学法人秋田県立大学が徴収する料金の上限額を変更する。

2 変更内容

(1) 公立大学法人国際教養大学

① 第3号関係（証明書発行手数料）

現 行	変 更 後
大学において徴収する証明書発行手数料の上限額は、1通につき200円とする。	大学の学部又は大学院に在籍する者以外の者から徴収する証明書発行手数料の上限額は、1通につき300円とする。

② 別表2関係（財産使用料）

(ア) 別表2

区 分	使用の単位	上 限 額	
		現 行	変 更 後
建物 使用 料	使用面積1平方メートルにつき年額	1平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の八・六四を乗じて得た額	1平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の八・八を乗じて得た額

(イ) 備 考

現 行	変 更 後
4 土地の使用期間が1月に満たないときの土地使用料の額は、前号の規定により計算した額に1.08を乗じて得た額とする。	4 土地の使用期間が1月に満たないときの土地使用料の額は、前号の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
—	6 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

③ 別表3関係（教室等使用料）

区 分	使用の単位	上 限 額	
		現 行	変 更 後
教 室	4時間以内	1,540円	1,560円
講 堂		3,080円	3,120円
レクチャーホール		14,400円	14,680円
多目的ホール		21,600円	22,000円

(2) 公立大学法人秋田県立大学

① 第3号関係（証明書発行手数料）

現 行	変 更 後
—	大学の学部又は大学院に在籍する者以外の者から徴収する証明書発行手数料の上限額は、1通につき300円とする。

② 第5号の表関係（研究料）

区 分	上 限 額	
	現 行	変 更 後
県内研究員（県内に事務所等を有する民間企業等から派遣される研究員をいう。）	派遣期間1年につき 216,000円	派遣期間1年につき 220,000円
県外研究員（県内研究員以外の者をいう。）	派遣期間1年につき 432,000円	派遣期間1年につき 440,000円

③ 別表2関係（財産使用料）

(ア) 別表2

区 分	使用の単位	上 限 額	
		現 行	変 更 後
建 物 使 用 料	使用面積1平方メートルにつき年額	1平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の八・六四を乗じて得た額	1平方メートル当たりの固定資産等台帳価格に百分の八・八を乗じて得た額

(イ) 備 考

現 行	変 更 後
4 土地の使用期間が1月未満であるときの土地使用料の額は、前2号の規定により計算した額に1.08を乗じて得た額とする。	4 土地の使用期間が1月未満であるときの土地使用料の額は、前2号の規定により計算した額に1.1を乗じて得た額とする。
—	6 使用料の額が100円に満たないときは、100円とする

3 施行期日

平成31年10月1日から施行することとする。

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例案について (議案第64号)

次世代・女性活躍支援課

1 改正理由

秋田県児童会館のリニューアルオープンに合わせ、利用者の利便の増進を図るため同会館のホール等の使用料の時間区分を改めるとともに、同会館のプロジェクターを使用する者から使用料を徴収する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) ホール並びに拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の使用料の時間区分に午前9時前の区分を設けるとともに、午前9時前及び午後5時後の区分を1時間ごととすることとする。(別表関係)
- (2) ホール並びに拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の使用料の額を改定することとする。(別表関係)
- (3) 使用に供する映写設備にプロジェクターを追加することとする。(別表関係)
- (4) スライド用映写機の使用を廃止することとする。(別表関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

- (1) この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。ただし、3(2)は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

< 参考 >

秋田県児童会館のリニューアルについて（平成30年度事業）

- ・児童会館及び子ども劇場の内壁修繕
- ・県民会館劇場観覧席の移設
- ・県民会館音響設備、照明設備等の一部移設
- ・子ども劇場音響操作卓、スピーカー、調光操作卓の更新
- ・第2展示室のリニューアル

※平成31年4月1日開館予定

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例案にかかる使用料の額改定一覧表
(一部抜粋)

1 ホール

使用料の時間区分に午前9時前の区分を設けるとともに、午前9時前及び午後5時後の区分を1時間ごととする。

区分		使用料の額		備考
		旧	新	
入場料を徴収しない場合又は入場料一人当たりの最高額が300円未満の場合	児童の健全な育成のために使用するとき	午前9時から正午まで	9,200	9,210 改定
		正午から午後5時まで	15,400	15,350 改定
		午後5時から午後10時まで	15,400	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	3,070 新設
	その他の目的のために使用するとき	午前9時から正午まで	13,800	13,770 改定
		正午から午後5時まで	22,900	22,950 改定
		午後5時から午後10時まで	22,900	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	4,590 新設
入場料一人当たりの最高額が300円以上1,000円未満の場合	児童の健全な育成のために使用するとき	午前9時から正午まで	15,400	15,450 改定
		正午から午後5時まで	25,800	25,750 改定
		午後5時から午後10時まで	25,800	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	5,150 新設
	その他の目的のために使用するとき	午前9時から正午まで	20,700	20,670 改定
		正午から午後5時まで	34,400	34,450 改定
		午後5時から午後10時まで	34,400	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	6,890 新設
入場料一人当たりの最高額が1,000円以上の場合	児童の健全な育成のために使用するとき	午前9時から正午まで	18,300	18,390 改定
		正午から午後5時まで	30,800	30,650 改定
		午後5時から午後10時まで	30,800	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	6,130 新設
	その他の目的のために使用するとき	午前9時から正午まで	27,500	27,480 改定
		正午から午後5時まで	45,800	45,800
		午後5時から午後10時まで	45,800	— 廃止
		午前9時前及び午後5時後1時間につき	—	9,160 新設

2 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備

「1 ホール」と同様に「使用料の時間区分」の改定を行う。

3 スライド用映写機及びプロジェクター

スライド用映写機の使用を廃止するとともに、使用に供する映写設備にプロジェクターを追加する。

区分		使用料の額		備考	
		旧	新		
映写設備	スライド用映写機（スクリーンを含む）（一式につき）	児童の健全な育成のために使用するとき	午前9時から正午まで 正午から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	420 700 —	— 廃止 — 廃止 — 廃止
		その他の目的のために使用するとき	午前9時から正午まで 正午から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	460 770 —	— 廃止 — 廃止 — 廃止
	プロジェクター（スクリーンを含む）（一式につき）	児童の健全な育成のために使用するとき	午前9時から正午まで 正午から午後5時まで 午前9時前及び午後5時後1時間につき	— — —	300 新設 500 新設 100 新設
		その他の目的のために使用するとき	午前9時から正午まで 正午から午後5時まで 午前9時前及び午後5時後1時間につき	— — —	330 新設 550 新設 110 新設

秋田県児童会館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

別表（第四条関係）										区分	一 ホールの使用料	新
未満の場合		入場料一人当たりの最高額が三〇〇円以上一〇〇〇円		入場料を徴収しない場合又は入场料一人当たりの最高額が三〇〇円未満の場合		入場料を徴収しない場合又は入场料一人当たりの最高額が三〇〇円未満の場合		児童の健				
するとき	他の目的のために使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	九、二二〇円	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
七〇円	二〇、六	五〇円	一五、四	七〇円	一三、七	五〇円	一五、三	五〇円	三、〇七〇	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
五〇円	三四、四	五〇円	二五、七	五〇円	二三、九	四、五九〇円	一五、四	四、五九〇円	一五、四〇七〇	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
円六、八九〇	六、八九〇	円五、一五〇	円五、一五〇	円四、五九〇	円三、〇七〇	一時 間に つ	時後 の時間	及び午後五時	午前九時前	午前九時前	午前九時前	午前九時前

別表（第四条関係）										区分	一 ホールの使用料	旧	
未満の場合		入場料一人当たりの最高額が三〇〇円以上一〇〇〇円		入場料を徴収しない場合又は入场料一人当たりの最高額が三〇〇円未満の場合		入場料を徴収しない場合又は入场料一人当たりの最高額が三〇〇円未満の場合		児童の健					
するとき	他の目的のために使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	児童の健全な育成のための使用するとき	九、二二〇円	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
〇〇円	二〇、七	〇〇円	一五、四	〇〇円	一三、八	〇〇円	一五、四	〇〇円	一五、四〇七〇	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで
〇〇円	三四、四	〇〇円	二五、八	〇〇円	二三、九	〇〇円	一五、四〇七〇	〇〇円	一五、四〇七〇	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
〇円	三四、四〇	〇円	二五、八〇	〇円	二三、九〇	〇円	一五、四〇七〇	〇円	一五、四〇七〇	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで

備考	入場料一人当たりの最高額が一、〇〇〇円以下の場合	児童の健全な育成のためには、他の目的のために使用するとき	九〇円	一八、三
		八〇円	二七、四	五〇円
		〇〇円	四五、八	六、一三〇

区分		位 单 の 用 使	午前九時から正午まで	午前九時から正午まで	午前九時から午後五時まで	午前九時前及び午後五時後の時間につき	午前九時から午後五時までの時間	午前九時から午後五時までの時間	午前九時から午後五時までの時間	午前九時から午後五時までの時間
四 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の使用料		育成のための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他
二・三 略										
三・四 略										
二・三 略										

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第三条に規定する休日に使用する場合（児童の健全な育成のために使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額（当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

二 午前九時前又は午後五時後の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三・四 略

備考	入場料一人当たりの最高額が一、〇〇〇円以下の場合	児童の健全な育成のためには、他の目的のために使用するとき	〇〇円	一八、三
		〇〇円	二七、五	三〇、八
		〇円	四五、八〇	三〇、八〇

区分		位 单 の 用 使	第一号の表に掲げる午前の時間帯に使用する場合	第一号の表に掲げる午後の時間帯に使用する場合	第一号の表に掲げる午後又は夜間の時間帯に使用する場合	第一号の表に掲げる午前九時から午後五時までの時間	第一号の表に掲げる午前九時から午後五時までの時間	第一号の表に掲げる午前九時から午後五時までの時間	第一号の表に掲げる午前九時から午後五時までの時間	第一号の表に掲げる午前九時から午後五時までの時間
四 拡声設備、照明設備、映写設備及び舞台設備の使用料		育成のための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他	児童の健全なための目的の其他
二・三 略										
三・四 略										
二・三 略										

とする。

一 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）第三条に規定する休日に使用する場合（児童の健全な育成のために使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表に定める額に一・二を乗じて得た額（当該額に十円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

備 設 声 拡									
ス ヤ ワ マ レ イ									
円 八 四 〇	円 八 四 〇	円 八 四 〇	円 八 四 〇	円 九 〇〇	円 九 〇〇	円 九 〇〇	円 九 〇〇	円 五 〇〇	円 五 〇〇
○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 二、 円 六	○ 二、 円 六
○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	円 二 八 〇	円 二 八 〇	円 二 八 〇	円 二 八 〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇
円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 三 〇〇	円 五 七〇	円 五 七〇
き つ に 台 一	き つ に 式 一	き つ に 式 一	き つ に 式 一	九〇〇	一、 円 五	一、 円 七	一、 円 八	二、 円 六	二、 円 八
に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一
る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に

備 設 声 拡									
ス ヤ ワ マ レ イ									
円 八 三 〇	円 八 三 〇	円 八 三 〇	円 八 三 〇	円 九 一〇	円 九 一〇	円 九 一〇	円 九 一〇	円 九 一〇	円 九 一〇
○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 四	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 二、 円 六	○ 二、 円 六
○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 一、 円 五	○ 二、 円 九	○ 二、 円 九
き つ に 台 一	き つ に 式 一	き つ に 式 一	き つ に 式 一	○ 一、 円 六	○ 一、 円 七	○ 一、 円 七	○ 一、 円 八	○ 二、 円 六	○ 二、 円 九
に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一	に 個 一
る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	き す る と 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に	る 使 用 す た め に

備 設 明 照									
ラ ア セ ブ	ト ラ ダ ボ	第 二	ト ラ ダ ボ	第 一	リ カ ス 返 跳 カ ビ 型 移	ク マ イ	イ ク		
き つ に 式 一					き つ に 台 一	き つ に 本 一	き つ		
二 一 、 円 〇	二 一 、 円 〇	二 一 、 円 〇	円 二 四 〇	円 二 四 〇		円 五 一 〇			
一 一 、 円 一	一 一 、 円 一	一 一 、 円 一	円 二 七 〇	円 二 七 〇		円 五 七 〇			
〇 一 、 円 七	〇 一 、 円 七	〇 一 、 円 七	円 四 〇 〇	円 四 〇 〇		円 八 五 〇			
五 一 、 円 八	五 一 、 円 八	五 一 、 円 八	円 四 五 〇	円 四 五 〇		円 九 五 〇			
円 三 四 〇	円 三 四 〇	円 三 四 〇	八〇円	八〇円		円 一 七 〇			
円 三 七 〇	円 三 七 〇	円 三 七 〇	九〇円	九〇円		円 一 九 〇			

備 設 明 照									
ラ ア セ ブ	ト ラ ダ ボ	第 三	ト ラ ダ ボ	第 一	リ カ ス 返 跳 カ ビ 型 移	ク マ イ	イ ク		
き つ に 式 一					き つ に 台 一	き つ に 本 一	き つ		
〇 一 、 円 〇	〇 一 、 円 〇	〇 一 、 円 〇	円 二 五 〇	円 二 五 〇		円 五 二 〇			
〇 一 、 円 一	〇 一 、 円 一	〇 一 、 円 一	円 二 八 〇	円 二 八 〇		円 五 八 〇			
〇 一 、 円 七	〇 一 、 円 七	〇 一 、 円 七	円 四 二 〇	円 四 二 〇		円 八 六 〇			
〇 一 、 円 九	〇 一 、 円 九	〇 一 、 円 九	円 四 六 〇	円 四 六 〇		円 九 六 〇			

ボ	ド	サ	ン	フ	イ	ト	ラ	ボ	グ	リ	シ	ト	ラ	ゾ	ホ	イ	ン	シ	ミ	ペ	サ	第	ト	
ッ	ス	イ	ト	ロ	ト	ラ	ッ	ス	ン	リ	ン	イ	ン	ゾ	リ	ト	ラ	シ	ミ	ン	ペ	ス	一	ト

円	八		九	一、	九	一、		二	一、		二	一、												
	四	〇		〇	五		〇	〇	〇		〇	〇												
円	九		一	一、	一	一、		一	一、		一	一、												
	〇	〇		〇	七		〇	〇	〇		〇	〇												
〇	一、	〇	五	二、	五	二、		〇	一、		〇	一、												
〇	〇	四		〇	六		〇	〇	〇		〇	〇												
〇	一、	〇	五	五	二、	五	二、	五	一、		五	一、												
〇	〇	五		〇	八		〇	〇	〇		〇	〇												
円	二	八	〇		円	五	三	〇	円	五	三	〇		円	三	四	〇	円	三	四	〇			
円	三	〇	〇		円	五	七	〇	円	五	七	〇		円	三	七	〇	円	三	七	〇			

ボ	ド	サ	ン	フ	イ	ト	ラ	ボ	グ	リ	シ	ト	ラ	ゾ	ホ	イ	ン	シ	ミ	ペ	サ	第	ト	
ッ	ス	イ	ト	ロ	ト	ラ	ッ	ス	ン	リ	ン	イ	ン	ゾ	リ	ト	ラ	シ	ミ	ン	ペ	ス	一	ト

円	八		〇	一、	〇	一、		〇	一、		〇	一、												
	三	〇		〇	六		〇	〇	〇		〇	〇												
円	九		〇	一、	〇	一、		〇	一、		〇	一、												
	一	〇		〇	七		〇	〇	〇		〇	〇												
〇	一、	〇	四	〇	六		〇	〇	〇		〇	〇												
〇	一、	〇	五	〇	九		〇	二、	〇	二、	〇	一、		〇	一、	〇	一、	〇	一、	〇	一、	〇	九	

イ ト ラ ボ ッ ス ニ バ	二 列 ト ラ タ ル メ ト	イ 板 反 射 天 井	二 列 ト ラ ツ ス ポ ビ	タ セ 列 四 イ ト ラ
-----------------	-----------------	-------------	-----------------	---------------

円 五 一 〇	円 三 〇〇	円 五 一 〇	円 六 六 〇
円 五 七 〇	円 三 六 〇	円 五 七 〇	円 七 一 〇
円 八 五 〇	円 五 〇〇	円 八 五 〇	〇 一 〇〇円 一
円 九 五 〇	円 六 〇〇	円 九 五 〇	〇 一、 〇〇円 二
円 一 七 〇	円 一 〇〇	円 一 七 〇	円 二 三 〇
円 一 九 〇	円 一 三 〇	円 一 九 〇	円 二 四 〇

イ ト ラ ボ ッ ス ニ バ	二 列 ト ラ タ ル メ ト	イ 板 反 射 天 井	二 列 ト ラ ツ ス ポ ビ	タ セ 列 四 イ ト ラ
-----------------	-----------------	-------------	-----------------	---------------

円 五 二 〇	円 三 一 〇	円 五 二 〇	円 六 七 〇
円 五 八 〇	円 三 五 〇	円 五 八 〇	円 七 四 〇
円 八 六 〇	円 五 一 〇	円 八 六 〇	〇 一、 〇〇円 一
円 九 六 〇	円 五 八 〇	円 九 六 〇	〇 一、 〇〇円 二

シ 八 平 凸	列 三 イ ト ラ フ 本 六 イ ン リ ゾ ア ロ 一	列 四 イ ト ラ フ 上 花 道	列 三 イ ト ラ フ 花 道	列 六
---------	-------------------------------	-------------------	-----------------	-----

円 六 〇 〇	円 三 〇 〇	円 五 一 〇	円 三 〇 〇	九 〇 円
円 六 九 〇	円 三 六 〇	円 五 四 〇	円 三 六 〇	円 二 一 〇
〇 一 、 円 〇 〇	円 五 〇 〇	円 八 五 〇	円 五 〇 〇	円 一 五 〇
五 一 、 円 〇 一	円 六 〇 〇	円 九 〇 〇	円 六 〇 〇	円 二 〇 〇
円 二 〇 〇	円 一 〇 〇	円 一 七 〇	円 一 〇 〇	三 〇 円
円 二 三 〇	円 二 〇 〇	円 一 八 〇	円 一 〇 〇	四 〇 円

シ 八 平 凸	列 三 イ ト ラ フ 本 六 イ ン リ ゾ ア ロ 一	列 四 イ ト ラ フ 上 花 道	列 三 イ ト ラ フ 花 道	列 六
---------	-------------------------------	-------------------	-----------------	-----

円 六 二 〇	円 三 一 〇	円 五 〇 〇	円 三 一 〇	円 一 〇 〇
円 六 九 〇	円 三 五 〇	円 五 四 〇	円 三 五 〇	円 一 一 〇
〇 一 、 円 〇 〇	円 五 二 〇	円 八 三 〇	円 五 二 〇	円 一 八 〇
〇 一 、 円 〇 一	円 五 八 〇	円 九 一 〇	円 五 八 〇	円 二 〇 〇

動式	移イトラ	ポズス	レンチ	六平凸	動式	移イトラ	ポズス	レンチ	八ネ	フレ	動式	移イトラ	ポズス	レ
----	------	-----	-----	-----	----	------	-----	-----	----	----	----	------	-----	---

円一五〇		円七〇	
円一八〇		円八四〇	
円二五〇		〇〇円一、二	
円三〇〇		〇〇円一、四	
五〇円		円二四〇	
六〇円		円二八〇	

動式	移イトラ	ポズス	レンチ	六平凸	動式	移イトラ	ポズス	レンチ	八ネ	フレ	動式	移イトラ	ポズス	レ
----	------	-----	-----	-----	----	------	-----	-----	----	----	----	------	-----	---

円一六〇		円七三〇	
円一八〇		円八一〇	
円二六〇		〇〇円一、二	
円二九〇		〇〇円一、四	

フ イ	ンマ シル パ	ンマ シク デ イ	動 式 移 ト	イ ト ラ	ボ ツ ス	ト フ ツ	動 式 移 ト	イ ト ラ	ボ ツ ス	レ ン チ	六 イ ル	ネ フ レ
--------	---------------	--------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

四 一 〇	円 四 一 〇	円 四 一 〇		円 一 五 〇			円 一 五 〇
四 五 〇	円 四 五 〇	円 四 五 〇		円 一 八 〇			円 一 八 〇
七 〇 〇	円 七 〇 〇	円 七 〇 〇		円 二 五 〇			円 二 五 〇
七 五 〇	円 七 五 〇	円 七 五 〇		円 三 〇 〇			円 三 〇 〇
一 四 〇	円 一 四 〇	円 一 四 〇		五 〇 円			五 〇 円
一 五 〇	円 一 五 〇	円 一 五 〇		六 〇 円			六 〇 円

フ イ	ンマ シル パ	ンマ シク デ イ	動 式 移 ト	イ ト ラ	ボ ツ ス	ト フ ツ	動 式 移 ト	イ ト ラ	ボ ツ ス	レ ン チ	六 イ ル	ネ フ レ
--------	---------------	--------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

四 一 〇	円 四 一 〇	円 四 一 〇		円 一 六 〇			円 一 六 〇
四 六 〇	円 四 六 〇	円 四 六 〇		円 一 八 〇			円 一 八 〇
七 〇 〇	円 七 〇 〇	円 七 〇 〇		円 二 六 〇			円 二 六 〇
七 七 〇	円 七 七 〇	円 七 七 〇		円 二 九 〇			円 二 九 〇

備 設 台 舞		備 設 写 映					
台所作	ぶ よ 金 び	～ む 含 シ リ ス ク タ ジ プロ	～ む を シ ク リ ス 機 写 用 ミ 六	～ ム シ ル ム			
式一	き つ に 双 一		き つ に 式 一				
二〇円 一、九	円 六六〇		円 三〇〇		二〇円 一、九	円	
〇〇円 二、一	円 七一〇		円 三三〇		〇〇円 二、一	円	
〇〇円 三、二	〇 一、〇〇円 一		円 五〇〇		〇〇円 三、二	円	
〇〇円 三、五	〇 一、〇〇円 二		円 五五〇		〇〇円 三、五	円	
円 六四〇	円 二一〇		円 一〇〇		円 六四〇	円	
円 七〇〇	円 二四〇		円 一一〇		円 七〇〇	円	

備 設 台 舞		備 設 写 映					
台所作	ぶ よ 金 び	～ む を シ ク リ ス 機 写 用 イ ス ラ	～ む を シ ク リ ス 機 写 用 ミ 六	～ ム シ ル ム			
式一	き つ に 双 一		き つ に 式 一				
〇〇円 一、九	円 六七〇		円 四一〇		〇〇円 一、九	円	
〇〇円 二、一	円 七四〇		円 四六〇		〇〇円 二、一	円	
〇〇円 三、二	〇 一、〇〇円 一		円 七〇〇		〇〇円 三、二	円	
〇〇円 三、五	〇 一、〇〇円 二		円 七七〇		〇〇円 三、五	円	

五 略	備考	幕	暗	転	ク	バ	ツ	板	反	射	音	響	装	置	上	げ	せ	り	舞	台	ト	ピ	ッ	ト	ラ	ケ	ス	オ	ー	平	台
		午前九時前又は午後五時後	未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。	き	つ	に	枚	一	き	つ	に	式	一			き	つ	に	基	一	き	つ	に								
円 二四〇	円 二四〇							三〇円	一、				円 六六〇				二〇円	二、	五								円 六六〇				
円 二七〇	円 二七〇							八〇円	一、				円 七二〇				九〇円	二、	七							円 七二〇					
円 四〇〇	円 四〇〇							五〇円	二、				〇〇円	一			〇〇円	四、	二							〇〇円	一、				
円 四五〇	円 四五〇							〇〇円	二、				〇〇円	一、			五〇円	四、	六							〇〇円	一、				
八〇円	八〇円							円 四一〇					円 三一〇				円 八四〇									円 三一〇					
九〇円	九〇円							円 四六〇					円 二四〇				円 九三〇									円 二四〇					

五 略	幕	暗	転	ク	バ	ツ	板	反	射	音	響	装	置	上	げ	せ	り	舞	台	ト	ピ	ッ	ト	ラ	ケ	ス	オ	ー	平	台
	午前九時前又は午後五時後	未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。	き	つ	に	枚	一	き	つ	に	式	一			き	つ	に	基	一	き	つ	に								
円 二五〇	円 二五〇						〇〇円	一、				円 六七〇				〇〇円	三、	五							円 六七〇					
円 二八〇	円 二八〇						〇〇円	一、				円 七四〇				〇〇円	二、	八							円 七四〇					
円 四二〇	円 四二〇						〇〇円	二、				〇〇円	一、			〇〇円	四、	二							〇〇円	一、				
円 四六〇	円 四六〇						〇〇円	二、				〇〇円	一、			〇〇円	四、	六							〇〇円	一、				

秋田県男女共同参画センター条例及び秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例案について
(議案第65号)

次世代・女性活躍支援課
地域の元気創造課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の一部の施行に鑑み、あきた未来創造部関係条例の使用料の額を改定する必要がある。

2 改正内容

次の使用料の額を改定することとする。（詳細は一覧表及び新旧対照表のとおり）

条例案	対象条例	使用料	所管課
第1条 関係	秋田県男女共同参画センター条例 (平成13年秋田県条例第16号)	男女共同参画センター使用料	次世代・女性活躍支援課
第2条 関係	秋田県ゆとり生活創造センター条例 (平成14年秋田県条例第50号)	ゆとり生活創造センター使用料	地域の元気創造課

3 施行期日

この条例は、平成31年10月1日から施行することとする。

【参考】

消費増税への対応として統一的な基準により改定を行う。

〈統一基準〉

(1) 共通事項

現行使用料の税抜き額に1.1を乗じて算出

(2) 金額単位、時間単価等の統一

① 原則として10円単位に統一

② 同一施設における「時間単価」、「面積単価」を原則として統一

③ 上記により大幅な改定となる場合は、必要な調整を行う（改定率：0.9～1.1以内）

あきた未来創造部関係条例の使用料の額改定一覧表

[第1条関係] 男女共同参画センター使用料
(研修室)

(単位:円)

区分	新旧別	使用料の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
秋田県北部男女共同参画センター・秋田県南部男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成の推進に関する活動のための使用である場合	新 390 旧 410	(520) (520)	910 930	110 100
	その他の場合	新 1,170 旧 1,130	1,560 1,550	2,730 2,680	(310) (310)
秋田県中央男女共同参画センター	男女共同参画社会の形成の推進に関する活動のための使用である場合	全区画 新 2,370 旧 2,400	3,160 3,120	5,530 5,520	790 740
		2分の1区画 新 1,190 旧 1,200	1,580 1,560	2,770 2,760	400 370
	その他の場合	全区画 新 7,140 旧 7,080	9,520 9,380	16,660 16,460	2,380 2,300
		2分の1区画 新 3,570 旧 3,540	4,760 4,690	8,330 8,230	1,190 1,150

※表中()は額を改定しない使用料

[第2条関係] ゆとり生活創造センター使用料

1 施設使用料

(単位:円)

区分	新旧別	使用料の額			
		午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
研修室	新 (520) 旧 (520)		840 820	1,360 1,340	(210) (210)
会議室	新 2,670 旧 2,680		4,280 4,220	6,950 6,900	1,070 1,030
多目的工房	新 (720) 旧 (720)		1,160 1,130	1,880 1,850	(210) (210)
食工房	新 (720) 旧 (720)		1,160 1,130	1,880 1,850	(210) (210)
応接間	新 200 旧 210		320 310	(520) (520)	110 100
大広間	新 400 旧 410		640 620	1,040 1,030	110 100

※表中()は額を改定しない使用料

2 設備使用料

(単位:円)

区分	使用の単位	新旧別	使用料の額
ロッカー付き机	1個1月につき	新 4,190 旧 4,110	
ロッカー	1個1月につき	新 (210) 旧 (210)	

※表中()は額を改定しない使用料

秋田県男女共同参画センター条例及び秋田県ゆとり生活創造センター条例の二部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県男女共同参画センター条例の一部改正 第一条による改正)

画区二の分		画区全		場合		その他の合		画区同参画セントラル		画区同参画セントラル		区分		使 用 料 の 額	別表 第五条関係)	新
して関進の形会	成の形会	して関進の形会	成の形会	である場	めの使用	活動のた	して行う	の形成の推進に	の形成の推進に	男女共同参画社会	男女共同参画社会	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで			
○円一 九	○円二 三七	○円一 七						三九〇円								
○円一 五八	○円三 一六	○円一 五六						略				午前九時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで			
○円二 七七	○円五 五三	○円二 七三						九一〇円				午前九時から午後五時まで	午後五時まで			
四〇〇円	七九〇円	略						一一〇円				午後五時まで	一時間につき			

画区二の分		画区全		場合		その他の合		画区同参画セントラル		画区同参画セントラル		区分		使 用 料 の 額	別表 第五条関係)	旧
して関進の形会	成の形会	して関進の形会	成の形会	である場	めの使用	活動のた	して行う	の形成の推進に	の形成の推進に	男女共同参画社会	男女共同参画社会	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで			
○円一 二〇	○円二 四〇	○円一 三						四一〇円								
○円一 五六	○円三 三	○円一 五五						略				午前九時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで			
○円二 七六	○円五 五二	○円二 六八						九三〇円				午前九時から午後五時まで	午後五時まで			
三七〇円	七四〇円	略						一〇〇円				午後五時まで	一時間につき			

備考		秋田県南部共参セタシント画同					
場合	その他の場合	男女の活動のための使用場所		男女の活動のための使用場所		他の場合	
		推進する活動によるもの	形成する活動によるもの	推進する活動によるもの	形成する活動によるもの	画区二の分	画区全
○円一、七		三九〇円		〇円三、五七		〇円七、一四	
○円一、五六		略		〇円四、七六		〇円九、五三	
○円二、七三		九一〇円		〇円八、三三		六〇円二六、六	
略		一一〇円		〇円一、九		〇円二、三八	

備考		秋田県南部共参セタシント画同					
場合	その他の場合	男女の活動のための使用場所		男女の活動のための使用場所		他の場合	
		推進する活動によるもの	形成する活動によるもの	推進する活動によるもの	形成する活動によるもの	画区二の分	画区全
○円一、三		四一〇円		〇円三、五四		〇円七、〇八	
○円一、五五		略		〇円四、六九		〇円九、三八	
○円二、六八		九三〇円		〇円八、二三		六〇円二六、四	
略		一一〇円		〇円一、五		〇円二、三〇	

秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部改正 第二条による改正)

別表
第四条関係)
一 施設使用料

新

備考 略

大広間	応接間	食工房	多目的工房	会議室	研修室(二室につき)	区分		使 用 料 の 領
						午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	
四〇〇円	二〇〇円	七二〇円	七二〇円	二、六七〇円	五二〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
六四〇円	三二〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	四、二八〇円	八四〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
一、〇四〇円	五一〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	六、九五〇円	一、三六〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
一一〇円	一一〇円	二一〇円	二一〇円	一、〇七〇円	二一〇円	午後五時までの時間につき	午後五時後の時間につき	使 用 料 の 領

備考 略

大広間	応接間	食工房	多目的工房	会議室	研修室(二室につき)	区分		使 用 料 の 領
						午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	
四一〇円	二一〇円	七二〇円	七二〇円	二、六八〇円	五二〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
六二〇円	三一〇円	一、三三〇円	一、三三〇円	四、二三〇円	八二〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
一、〇三〇円	五一〇円	一、八五〇円	一、八五〇円	六、九〇〇円	一、三四〇円	午前九時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	使 用 料 の 領
一一〇円	一一〇円	二一〇円	二一〇円	一、〇三〇円	二一〇円	午後五時までの時間につき	午後五時後の時間につき	使 用 料 の 領

二 設備使用料

備考 略	区 分		使用の単位	使用料の額
	ロッカー付き机	一個 一月につき		
	略	四、一九〇円		

二 設備使用料

備考 略	区 分		使用の単位	使用料の額
	ロッcker付き机	一個 一月につき		
	略	四、一一〇円		